

農政産業観光委員会会議録

日時 平成23年6月27日(月) 開会時間 午前10時05分
閉会時間 午後4時51分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 堀内 富久
副委員長 高木 晴雄
委員 臼井 成夫 清水 武則 保延 実 鈴木 幹夫
山下 政樹 早川 浩 木村富貴子 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 松村 孝典 農政部次長 吉澤 公博 農政部技監 加藤 啓
農政部技監 齋藤 辰哉 農政総務課長 輿石 隆治 農村振興課長 山本 重高
果樹食品流通課長 西野 孝 農産物販売戦略室長 小野 光明
畜産課長 桜井 和巳 花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 樋川 宗雄
担い手対策室長 大島 孝 耕地課長 有賀 善太郎

産業労働部長 新津 修 産業労働部理事 小田切 一正
産業労働部次長 堀内 浩将
産業労働部次長(産業集積推進課長事務取扱) 高根 明雄
労働委員会事務局長 石合 一仁 労働委員会事務局次長 酒井 研一
産業政策課長 望月 明雄 海外展開・成長分野推進室長 内藤 正浩
商業振興金融課長 赤池 隆広 産業支援課長 藤本 勝彦
労政雇用課長 塚原 稔 産業人材課長 二茅 達夫

議題 (調査依頼案件)

第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの(農政部関係のもの及び産業労働部のものに限る)

審査の結果 調査依頼案件については、いずれも原案に賛成すべきものと決定した。
また、請願については、継続すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、農政部関係、産業労働部・労働委員会関係、観光部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前10時5分から午後2時15分まで(その間、午後0時14分から午後1時35分まで休憩をはさんだ)農政部関係、休憩をはさみ午後2時30分から午後4時51分まで産業労働部・労働委員会関係の審査を行った。

観光部関係及び企業局関係については、引き続き28日に審査を行うこととした。

主な質疑等 農政部関係

※第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(やまなし農業ルネサンス総合支援事業費について)

山下委員 まず、農2ページのやまなし農業ルネサンス総合支援事業費ですが、事業ベースで1,300万円ですから、なかなか金額が高いことは確かなんですけれども、このやまなし農業ルネサンス総合支援事業費は昨年全体でどれぐらいの費用、ボリュームだったんですか。

山本農村振興課長 昨年のやまなし農業ルネサンス総合支援事業の事業費は、補助金ベースで4,000万円でございます。

山下委員 ということは、当初予算3,200万で、今度補正をかけて4,500万。昨年よりは500万、この段階で既にふえているということですね。

それで、先ほど簡単に説明していただきましたが、要するに、担い手の育つ高収益な農業の実現と魅力ある活力に満ちた農業の創設に関する施設整備だということは、はっきり言わせていただいて、全部ですよ。

いろいろと各課でそれぞれ事業ベースとして盛っているにもかかわらず、ここで農業全体の担い手から始まって、施設の助成から、何から全体的なことへの事業に充てるという事業となっているので、その辺の分けというものは、どういうふうになっているんですか。ほかの課の部分と農村振興課がやるこのルネサンス事業はどこがどう分けされているんですか。何かダブっているように聞こえるんですけど。

山本農村振興課長 山下委員のご質問でございますけれども、ルネサンス総合支援事業ということで施策目標を掲げてございますけれども、本事業の施設整備の内容は4つのタイプに分けて認識をしております。

1つ目は、販路拡大という視点。これは多様な販路の開拓と流通体制の確立、あるいは地域農産物の販売強化を図るための施設整備に対するものであり、小規模直売施設とかを整備する。

2つ目は、産地強化タイプということで、新技術の導入、生産体制の改善、特産品の開発という形で、それに対する施設整備を行う。

3つ目は、高品質化ということで、オリジナル性の高い品質の農産物の生産等に対して支援をする。

4つ目ですけれども、省エネルギーや環境保全という形の中で、新しい省エネルギー型の農業を展開する部分について支援をしていくことで、農業ルネサンス大綱を実現するための施設設備に対して支援を行うということで実施をしております。

他課の施設整備の中には、当然、果樹であれば果樹の施設、あるいは、このすべてのタイプについて国補事業の対象となるものも当然ございます。この事業は国補事業に採択されない規模の事業に対して、県独自として支援を行っていくということで、本来、これら4タイプについては、それぞれ国補事業対象事業として、よりきめ細やかに県が支援することによって、ルネサンス大綱の施策目標を実現していきたいという形で取り組んでおります。

山下委員 わかりました。いわゆる県単事業として、国補事業にはない事業の部分はどうしてもすき間が出てくる。その部分をこのルネサンス大綱で埋めていきましょと、こういうことですよ。それで事業が当然いろいろと多岐にわたってくるよと、簡単に言えば、こういう話ですよ。

(農産物ブランド強化総合戦略実践事業費について)

山下委員 その次に、今度は農5ページ、マル新で農産物ブランド強化総合戦略実践事業費です。新しいブランドだとか特産品などは、私が県議会議員になったころからずっと叫ばれている話ですよ。山梨県の桃、スモモなど、いろいろな農作物をブランド化させましょ、そしてトップの特産品にましょと、毎年予算でこういう事業が盛られてきた気がいたしますけれども。

一生懸命に特産品をつくらうとしているわけですよ。委員会をつくって、そして、バイヤーを呼んだりして、いろいろとやりましょという話のようですが、まず、今までの事業と何が違うんですか。ちょっと教えてください。

小野農産物販売戦略室長 委員のご質問にお答えいたします。本県は日本一の生産量の桃やブドウがございます。しかしながら、県産ブランドとしての認知度といいますと、岡山の桃や、それから、長野の巨峰などといったブランドと比較しますと、なかなか認知度が不足しているのではないかと思います。

今までも、特選農産物認証制度とか、それから農業団体と一緒に、桃フェアやブドウフェアという販促、消費宣伝活動などといったものを行ってきているわけですが、特選農産物認証制度につきましても、出荷量が少ないという課題がございまして、こういった課題を解決したいというのがこの事業でございます。

山下委員 細かい話で申しわけないんですけども、委員会を設置するというお話のようですが、どんな委員の方々に、また、特選認証制度だけを議論する、あるいは全体的なことをやるんですか。ちょっと教えてください。

小野農産物販売戦略室長 確かにそのとおりでございます。特選農産物認証制度は県を代表とするトップブランドとして取り組んできたところでございますけれども、今後もトップブランドとしての機能を果たせるよう、充実、強化をしていかなければいけないという、そういう目的が1つございます。

また、それ以外にも、商品づくりとか、洋菓子等への多様な販路の拡大とか、情報発信の方策などといったいろいろなことが課題としてあります。こうした課題につきましても、国内外の市場動向や、いろいろな事業に精通する学識経験者、それから生産関係者、流通関係者などにご依頼申し上げて、また全国にいろいろなブランド化戦略を展開するわけですから、特に首都圏の方々を中心に依頼をしていきたいと思っています。

また、先ほど申し上げました、特選農産物の充実や強化等を中心に、商品づくり、その他販路拡大、情報発信などといった課題について、提案をお受けしたいと思っています。

山下委員 わかりました。毎年、本当に叫ばれていることなんですよ。1つ言えることは、いわゆる山梨県は桃とブドウの生産量が日本一だということで、山梨県の人みんな知っているんですけども、ほかの県の方々は知らない。そういうところでPR不足もあるのかも知れないけれども、確かに山梨県の桃もブドウも、全部が全部、同じで金太郎あめみたいなものじゃないわけですよ。当然、いいものもあれば、やや質の落ちるものもある。でも、全体的にやっばり上げていくには、まずは上を上げるということになるんじゃないですかね。

それで、今度、特選品をつくって、少し戦略的にやっ払いこうという話なのですが、山梨県はどうしても単年度予算ですから、長期的な部分で継続性がないとか、いろいろと言われるかもしれませんが、大いにしっかり戦略をつくっていただいて。やっぱり、いいものはいいもので、きちっとそこでトップランナーで売るんだと。そして全体的な底上げもやるんだということを考えていただけるよう、実のある委員会にさせていただきたいと思います。

(栽培試験費について)

山下委員

最後に農8ページですけれども、これは予算にはあるんですけれども、予算に関する部分と、ちょっと離れるのかもしれない。

花卉のいわゆる鉢花系は、今度の大地震で大変厳しい影響を受けたわけですよ。ご存じのとおり、東北地方があのような状況ですから、もう市場はがたがたで、ランの花もほとんど単価がない状況、ましてや計画停電で、ハウスも電源を切らなければいけない。当然、県内では自家発電を持っているほど、大きく立派なところは、なかなか少ないわけなんです。

補正予算をつくっていく中で、当然、そういうことがわかっていたと思うんですが、この中にあまりそういうことの部分が載っていないんです。その辺は原課として、どういうお考えでいらっしゃるのか、ちょっと聞かせてください。

樋川農業技術課長 農8ページの予算についてでございますが、これは試験場の試験研究という課題の中で、花の生育の課題要因を長期的な視点で解明していくことが重要だということで、鉢花類等につきまして、非常に生産性を阻害している要因がございます。したがって、原因の究明と、それに対する対策という形で予算化しており、今回の震災と直接結びつけてということではございません。

山下委員

私の言い方がちょっと悪かった。これはこれで技術的な部分であるということとはわかります。そうじゃなくて、この震災のこれだけ厳しい状況となっていて、なぜ予算編成もできないのかということなんです。逆に言えば、予算編成をしなくても、何か別のことで我々は一生懸命にやっていますというところがあつたら、教えていただければと思うんです。僕は、予算的な部分で何かそういう措置があるのかなという思いもちょっとあつたものですから。

田中花き農水産課長 花きの生産につきましては、節電対策等が非常に大きな問題になっております。特に大きな問題は、山梨の生産量が多いコチョウランは、夏の暑い時期に温度を下げなければならないんです。しかし、最近の花の出荷では、目的日に出荷して価格をとることが必要とされており、そういったケアをしないと、なかなかその日に出せないこととなって、非常に大きな影響になります。

つきましては、発電機器等を要するところは、先ほど話がありました、農村振興課関係の予算の中に盛ることで対応しています。

山下委員

実際の話、先ほどのルネサンス大綱の話や、先ほど言った県単の事業、やっぱり、こういうもので、このような部分を補っていくことも考えられるんじゃないかなと思っているんです。

私の地元も結構ランをつくっているんですが、地元の人たち全員が集まって、皆さん、大体JAからお金を借りていて、結局、収入がないものですから、金利の部分だとか、払っている期間を少し延ばしていただきたいといった金融面の問題について、たしか、県に要望されたと聞いております。

震災でいろいろな部分で影響が出ているということは、当然、皆さん方わかっておりますから、ぜひともそういう市場調査をしていただいて、9月、また来年度の当初予算に生かされるよう、努力していただきたいと思います。以

上でございます。

(クニマス生息実態調査費について)

木村委員

農7ページをお願いします。水産技術センター費のうちのクニマスの生息実態調査費についてお伺いしたいと思います。

昨年12月に西湖でクニマスが発見されたというニュースがありました。タレントのさかなクンがテレビに出たりしたんですけども、京都大学の中坊教授によって発見されたということで。私は絶滅したクニマスが山梨の中で70年間生き延びていたという奇跡に近い、山梨の自然のすばらしさに大変感激をいたしましたわけでありまして。うれしかったです。

それがこの補正において、クニマスの生息実態調査費ということで160万盛っていますが、その内容の説明と、把握に向けて具体的にどのような調査をなさっていくのか、まずお伺いしたいと思います。

田中花き農水産課長

西湖におけるクニマスにつきましては、委員が今おっしゃったように、70年ぶりに、田沢湖で絶滅されたというクニマスが西湖で生息していたことが発表されましたけれども、70年前に絶滅したということで、その実態はほとんどが不明であります。

そういったことから、西湖におけるクニマスの生息場所の水質や環境など、より詳細な生息実態について調査する必要があるということで、この補正予算では、ある程度の数の推定までできる高性能な魚群探知機、水質調査機器、そのほか調査に必要な機器の整備などと、またクニマスを同定するDNA検査があるんですけども、その方法がまだ確立していないので、中坊先生のほうで今、検討しており、水産技術センターには分析機械がありませんので、それに係る、検体を検査委託する委託経費等を含めて160万円計上しております。

詳細な調査方法につきましては、クニマスの成魚が水深30メートル程度の深いところに生息していると言われておりますので、そのあたりを中心に、魚群探知機による群れの調査や、その群れからある程度の個体を採取し、クニマスの数の比率、生息数、それから、どこに生息しているのかということを確認してまいります。また水質検査につきましては、生息場所の水温、水質、プランクトンなどを調査しまして、今後の養殖や増殖、または保護といったところの基礎資料としていきたいと予定しております。

木村委員

これからということでもまだ何もわかっていない、絶滅種が奇跡的に残っていて、それが隠されていて、これから解明されていくということで期待を持っていますけれども、発見者であります、中坊教授とか、さかなクン、あるいは、この間、テレビでクニマスが生存していた秋田県の田沢湖があるところの市長さんが、河口湖に訪れたというニュースを拝見しましたが、秋田県などとの連携はどのようにお考えでしょうか。

田中花き農水産課長

まず、発見者である中坊教授との連携についてでありますけれども、先ほど申し上げたとおり、現在、中坊教授が、DNAによるクニマスの判定法の研究に取り組んでおります。その材料につきまして、水産技術センターがクニマスを採取して、中坊教授に提供しているということです。現在、8匹まで採取して、クニマスかどうかはわからないんですけども、それと思われる魚について提供しております。数につきましては、環境省と協議し、上限30匹ということで、現在、水産技術センターで、月1回程度の刺し網調査を行っているところであります。

また、田沢湖がある秋田県との連携についてでありますけれども、秋田県は、山梨県が行う調査について協力したいということで、当初予算にその経費を計

上したと伺っております。現在、水産技術センターで行っている検査につきましても、秋田県から職員が来て、共同で行って、データの共有を図っていくという連携を行っております。いずれにしましても、今後、行われる生息実態調査については、京大の中坊教授、または秋田県と連携、協力しながら行っていくことになっています。

木村委員

何か黒っぽくて、干からびたようで、あんまりおいしくなさそうな写真しか見ていないんですけども、私は本当にビッグニュースだなと思って、山梨県として、このクニマスをどんなふう売り込んでいくとか、生かしていくのかなと大変注目をしているわけです。

そこで、山梨県の名物になるか、わかりませんが、県として将来どのように、このクニマスを生かしていくのかお考えをお聞きます。

田中花き農水産課長 将来についてですけれども、最初申し上げましたように、生息数、生息実態等、まだ不明な部分が多いということで、これからこの補正予算により整備した機器によって、クニマスがどれだけ生息しているのか、また、どういう環境にいるのかということによって変わってくると思いますけれども、私も水産関係の部署とすれば、将来的には水産資源ということで利用できればと思っております。もし、仮に希少種で保護しなければならない環境となる場合は、森林環境部と環境省が協力して対応をとっていくことになると思いますけれども、私見とすれば、地域の名産品に育ててくれれば、うれしいことだとは思っております。

(醸造用ブドウ産地育成事業費について)

保延委員

農4ページの醸造用ブドウの育成事業です。これに関連することでありまして、ご承知のように、山梨県は全国一のワイン生産量を誇っているわけです。特に、甲州種は山梨県でしか、つくっていない品種でありますけれども、この二、三年、ロンドン等でもいろいろなアピールをしまして、世界的にも大分注目を浴びている品種であります。

そういった中で、生産種の状況でありますけれども、ブドウを生産する人も高齢化が進み、特に昨年は、べと病といった病気が繁殖しまして、生産量も大変落ち込んだわけでありまして。こういった中で、去年は大分期待をしていたわけですが、原料が確保できないということで、醸造用のブドウや、特に甲州種の生産量の現状など、今後どのように推移していくのか、その辺をちょっとお聞きます。

西野果樹食品流通課長 醸造ブドウの甲州種の生産状況でございますが、農林業センサスによりますと、甲州種の栽培農家が1,776戸あって、結果、樹の実がなる面積が446ヘクタール程度。その後、農水省がやっている調査もあるんですけども、それが行われていないということであり、今現在は、推計ですが、少しずつ減っており、おおむね400ヘクタールぐらい、生産量で約6,000トンと推測しております。

昨年は、甲州種の醸造用の仕込み量が2,245トンということで、べと病の影響等もあり、その前の年よりも若干減っております。今後につきましては、いろいろな取り組みをする中で、現状維持から、できれば伸ばしていきたいという状況でございます。以上でございます。

保延委員

いずれにしても、ワイン産業は、山梨県の1つのメインの産業でありますので、やっぱり原料が確保できない状況ではいけないと思います。結局、甲州種は山梨県でしかつくっていませんから、この辺は業界を初め、一

生懸命取り組んでいるところでありますけれども、何とか生産量を確保していく方法を今、県では具体的にどのようなことを考えているのか、ちょっと聞かせてください。

西野果樹食品流通課長 甲州種につきましては、伝統ある品種だということもございますし、生食用に比べれば、労力も2分の1程度で生産ができることもございます。そのことを含めると、果樹農家の規模拡大や経営安定に結びつけるために、生食用と醸造用のものをつくることによって労力分散ができますので、経営の安定にもつながるといことで、伸ばしていきたいと思っている状況でございます。

安定した取引がないと、なかなか生産が続けられないこともございますので、まずは、栽培農家とワインメーカーとの契約栽培を推進しようということで、昨年からだと思っておりますけれども、醸造用ブドウ産地育成事業、先ほどちょっと説明させていただきましたけれども、長期契約を一応前提に、まず、そういうことを話し合うための会議をJAとか、生産農家とか、ワインメーカーなど地域ごとで話し合いをする会議を設置しました。

その話し合いの支援をしながら、長期契約を結んだ農家に対しては、規模拡大する甲州種を新たに植えてもらう場合の経費について、新植の場合、10アール当たり5万円、棚が必要な場合はそれを含めて20万円ぐらいの助成をするということで進めてございます。昨年の実績で言いますと、1.8ヘクタールぐらい新たに増えたこともあり、そんな取り組みをしていきたいと思っております。

また、企業的な経営を進める、企業が農業に参入する事例もあるわけですが、そういう企業の中で醸造用ブドウをやりたい方がおります。

あとは、あわせて、耕作放棄地を使いながら、醸造ブドウの生産を広げていくということで、そういう取り組みをしながら、拡大を図っていこうということで、今現在6社が新たに加わっています。平成21、22年の2年間で、大体11ヘクタールぐらいの醸造用ブドウの栽培が始まっていることもございます。いずれにしても、省力的で、規模拡大ができ、また、取り組みやすいということですので、そこら辺を前面に出して、ぜひ、維持、拡大を図ってきたいと思っております。以上です。

保延委員

大体わかりました。でも、いずれにしても、今、栽培農家の高齢化、また、後継者がいないといった現状でありますので、いずれ新規に企業とか、農業に関心のある若者が定着できるように。やっぱり価格の問題だと思うんですね。ブドウをつくって、食べていかなければ、継続はできませんので。

甲州ブドウの場合は、普通の生食のブドウと違い、大分手がかからない。そういう面では、つくりやすいブドウでもあると思っておりますので、価格の面、また新規のブドウ栽培農家とか、企業がとにかく参入できるよう、県にも努力していただきたいと思っておりますが、回答をお願いします。

西野果樹食品流通課長 新規の担い手ということもございますが、先ほど言いましたように、企業もそういう形で醸造用の別分野というところもございますし、新たな取り組みとして、都市住民などの手をかりて、耕作放棄になりそうな甲州種の圃場を管理していくという取り組みをしようとしてございます。都市住民でそういう作業をしてもいい、興味があるという方を募り、JAなどが甲州ブドウ栽培クラブをつくって、それを進めていくための運営を支援するとともに、進める上でのコーディネーターなどを設置し、新たな都会からの労力を入れて管理をしていくことも取り組んできております。

さまざまな仕様があると思っておりますけれども、いずれにしても、甲州種を普及できるような部分も含めて、いろいろな労力を集めるなり、それに応じながら

やっていきたいと思っております。

保延委員

じゃ、最後に、ワイン産地の山梨県を取り巻く環境も、温暖化の問題でワイン用ブドウも県外で、特に長野県といったところが高品質のワインをつくっているわけです。本県においても、甲州種も大事ではあるけれども、ある程度、高品質のワイン用の原料のブドウの生産もしていかなければならないと思いますが、この辺の対策はどのようになっているのか、お聞きします。

西野果樹食品流通課長 本県のワイン産地が生き残っていくためにはということでございますけれども、やっぱり高品質なワインをつくらなければいけない。そのためには、高品質な原料が必要だということで、平成18年度にワイン業界の有識者、関係会社の方が集まり、山梨のワイン産地確立推進会議を設置し、優良系統の醸造用のブドウを見つけて、それを増産していこうという取り組みを進めてございます。これは見つけて、製造できるまでには、非常に年数がかかり、おおむね10年ぐらいの予定で今現在進めてございます。

ワイン醸造組合等もそういった中で、甲州種もですが、カベルネ、メルロー、シャルドネなどといった西洋種も含めて、優良系統をまず見つけて、それを増殖してつくってもらおうと。今、試験用の苗木がワインメーカーに渡してございます。果樹試験場でもそうした取り組みをしており、明野に圃場を設け、特性検査とか、栽培方法や品質向上の取り組みなどもやってございますけれども、とにかく連携する中で、今、そういう取り組みをしております。

高品質である原料やワインができて、高値安定で売れることになれば、いい回転となって、取引も安定するというところで、今、頑張っているところでございます。以上でございます。

(農産物選果対策費について)

小越委員

農4ページの農産物選果対策費、4,057万2,000円です。節電対策におけるJAの共選の話だと思うんですけども、人数、期間、時間のお金が幾らぐらいなのか、もう少し詳しくご説明をまず下さい。

西野果樹食品流通課長 節電対策の細かい内容ということでございますが、人数的には、おおむね100名程度、日数的には40日を想定してございます。

これは主に7月から9月の果樹、特に桃が中心となるのですけれども、選果場の節電対策として、昼間の作業を避け、朝早く、または遅くするという内容に対応する選果員をこの対策で雇用していきたいという内容でございます。

小越委員

そうしますと、これは時間給にすると、お幾らぐらいになるのでしょうか。

西野果樹食品流通課長 1,000円くらいを予定しております。

小越委員

これは緊急雇用という、雇用対策で考えられている話だと思うんですけども、今、お聞きしますと、これは別に緊急雇用ではなくても、やらねばならない仕事だと思うんです。なぜ、緊急雇用の財源を使ってやるのでしょうか。

西野果樹食品流通課長 緊急雇用の事業の考え方や要綱の中に、まずは離職を余儀なくされた非正規労働者、または中高年労働者を対象にしているのとやっていくことと、地域内にニーズがあって、離職した非正規労働者とか、中高年等の失業者に対する次の雇用までの6カ月以内の雇用である事業でございますので、これに沿って対策を行うところでございます。

- 小越委員 たった40日、1カ月ちょっとです。私はこれが雇用の安定につながる施策なのかという気がいたします。この仕事は、なければならぬ仕事ですので、緊急雇用ではなく、もっと違うところから財源を見つけてきて、しっかりと、毎年、手立てしなくてはいけない仕事ではないかなと思います。これは雇用の話ですので、また産業部のところでしっかりとお聞きしたいと思います。
- (広域営農団地農道整備事業費について)
- 小越委員 もう1点、農10ページです。先ほど、広域営農団地農道整備事業費で茅ヶ岳東部地域のご説明がありました。茅ヶ岳東部の広域営農団地農場整備事業は、平成19年度に公共事業の再評価が行われております。その平成19年の再評価のときには、平成22年度までに完成を目指されたいと、たしかあったと思うんです。平成22年度の完成を目指すという所管部署の今後の方針にもなっております。それが平成23年度で、また出てくるんですけども、総事業に対して今の進捗状況はどのぐらい、何%なんでしょうか。
- 有賀耕地課長 広域農道の茅ヶ岳東部地区でございますが、現在、事業費に占める進捗状況は、平成22年度までで78%でございます。
- 小越委員 事業費に占める割合が78%、建設の延長が7,540メートルとそのときに書いてあるんですけども、7,540メートルの延長に対しては何%になっているんでしょうか。
- 有賀耕地課長 延長でいきますと、今、細かい数字は持っていませんけれども、全体延長7,450メートルに対しまして、6,800メートルでございます。
- 小越委員 ということは、すぐ計算ができませんけれども、残っているところは、あと1キロにちょっと欠けるぐらいですね。事業費ベースでいっても、あと2割ちょっと残っています。メートルにしても、1キロちょっと欠けるぐらい残っているんですけども、どうして、平成22年度目指したいというのがこんなに残っているんでしょうか。
- 有賀耕地課長 平成19年度の再評価をしたときには、その時点で残っていた工事の箇所が何か所かございますが、1つは、路線が集落にかなり近接したところでルート設定していたところがございます。そこのところのルート変更を一部いたしました。
- もう1点は、やはり用地の遅延がございまして、現時点、22年度完了が望めなかったということがございます。
- 小越委員 このときには、平成14年度から平成22年度の総事業費は、85億5,300万円となっているんですけども、平成22年度で、まだ78%ですから、何年までを目指して、あと幾ら、総事業費は全部で幾らになるんでしょうか。
- 有賀耕地課長 茅ヶ岳東部地区につきましては、現在のところ、平成26年度の完成を予定してございます。また、平成23年度以降でございまして、残事業費といたしまして、当面21億円ございます。
- 小越委員 21億ということは、この85億に対して、あと21億ということですか。そうじゃないですよ。完成を目指している平成26年度には、総事業費は幾らになるんですか。

- 有賀耕地課長 平成19年の再評価の時点では、総事業費は85億でございますが、現在、総事業費につきましては約94億でございます。原因としては、先ほど申しましたように、ルートの変更、それからもう1点は、橋梁の基礎が直接基礎だったんですが、地盤が悪いということで、その部分が一部、くい基礎に変更とかといったことがございまして、事業費がふえてございます。以上です。
- 小越委員 ということは、94億を85億から引いても、かなり事業費が多くなるということですよ。あと21億残るということは、平成26年度の完成を目指す、これから1年間に4億から5億ぐらいお金を費やしていくということによろしいのですか。確認させて下さい。
- 有賀耕地課長 今年度を入れますと、4カ年でとりますので、単純にやりますと、5億ぐらいですが、ただ、それぞれ大型構造物があったりしますので、予算の進捗は全体の工事の進捗が微妙に違いますので、年度当たりの事業費は若干大きくなったり、小さくなったりすると思いますが、平均すれば5億ぐらいでございます。
- 小越委員 平成19年度のときにも、平成20年度以降の事業費が多くなっているわけです。今、課長のご説明でいくと、これから、多分、橋梁や橋が幾つも残っており、橋は道より多分お金がかかると思うんです。そうすると5億よりもっとかかるかもしれないと思われるんですよ。
94億でいきますと、施工単価はメートル当たり幾らぐらいになるんですか。
- 有賀耕地課長 94億の総事業費でメートルの延長で割りますと、おおむね120万になります。
- 小越委員 ここの平成19年度の委員のところの施工単価は、今後、メートル当たり170万円ぐらいかかるようになると言っているのは、橋があるので、今後のしていくと思うんですけれども、今度、総事業費がふえていくわけですから、費用対効果はどのぐらいになるんでしょうか。1.0を超えるのか。どのようにお考えですか。
- 有賀耕地課長 費用対効果については、今、手元に資料を持ってございませんので、後ほどでよろしいでしょうか。
- 小越委員 そうしますと、平成14年と言いますと、もう10年も前です。そして、これから26年までかかるということになりますと、平成14年のとき目的であった、茅ヶ岳山麓の丘陵地帯に広がる水稻、野菜、果樹を主体とした農村地帯であると。この事業は、主要地方道甲府昇仙峡線を結ぶ農村地域の農道整備であり、農業生産性の向上、農産物の流通の合理化ということ、観光地もあるんですけれども、この農業整備、営農としての団地を結ぶという、ここが、平成14年の事業採択と比べて、今はどのように変化していると思いますか。今までと同じだと思いますか。
- 有賀耕地課長 広域農道は、広域営農団地整備計画の一環としての計画でございます。したがって、広域農道だけで地域の農業が変わるということではございません。
例えば、旧敷島町がございしますが、その地域は、現在、中山間地域整備総合事業とあわせて整備をしておりますので、中山間地域総合整備事業だとか、あるいは畑地帯総合整備事業などと連携しながら、農業振興を図ってまいりたいと考えています。

- 小越委員 ということは、平成14年、この広域営農農道を整備するときに、どのぐらい農業生産がふえるとお考えだったのか、そして、今度、平成26年の94億の後、農業にかかわる貢献がどのぐらいあるとお考えなんですか。
- 有賀耕地課長 農業生産の変化に関します、細かい数字は現在持ち合わせてございませんので、後ほどでよろしいでしょうか。
- 小越委員 どうしても、観光地へのアクセス道路だとか、生活道路などということで、この整備が何となく、だんだんと形が変わってきてしまっているのではないかなど。もちろん道がありますから、それは農道だけでなく、生活道路として、観光や生活で使っても、もちろん、いいんですけども、そのお金は土木部のお金であって、農道、農地、農政の部分は、やはり農業にかかわるところに予算を振り向けるのは当然だと思うんです。
- 今回94億、今までの85億よりも、10億ぐらいふえます。もっとふえるかもしれませんよね。100億近くになるかもしれない。それで、1メートル当たり120万か130万で、営農にかかわることに本当に使われていくかどうか、もう1回振り返って、この事業がどうなのかということを考えていくべきだと思うんです。これ、平成19年度に公共事業再評価をやっていますけれども、この後、もう1回再評価はないんでしょうか。これで終わりですか。
- 有賀耕地課長 公共事業の再評価につきましては、平成19年度にしました、再評価の考え方とすれば、一度、再評価をした事業につきましては、5年後に再評価をするというところで、平成24年度の再評価をすることになると思います。
- 小越委員 再評価の際には、ぜひ85億が、今、94億ですか。橋梁をこれからつくっていきますので、もっとかかるのではないかな。
- そして、ルートの変更をするということで、10年以上、下手すると15年、もっとかかるのかもしれない事業ですけども、それにお金を費やして、どのぐらいの費用対効果があったのか、これをしっかり検証し直すことが必要だと思っております。
- ほかのところにも広域農道はありますけれども、農政、農業の振興のために、農道整備はあるのであって、観光地のところは、県土整備部の話だと思います。
- そこは、やはり農政として、今後の農業を振興するためというところを、一番の基本に考えて、再評価も行ってもらいたいと思います。以上です。
- 保延委員 私も地元の議員でありますけれども、当時は平成22年に完成ということでしたが、その後、聞いたら、平成25年に完成ということで、年々延びてきております。しかも、あの辺は、中山間地域の農産物の直売所がもう既にできています。要するに、あの道路が完成しないと、あの地域の農業振興とか、観光といったものが進展していかず、ほかのいろいろと整備したものが、要するに、あの道路ができないおかげで、沈んでいるわけです。ですから、道路を1日も早く完成していただいて。でも、橋梁関係はもうほとんど手をつけて、あれは今年度で終わりですか。見ていると、そんな感じも受けますが、とりあえず、橋が一番の大事業だと思いますので、1日も早い完成をお願いしたいと思います。
- 有賀耕地課長 広域農道につきましては、農業振興が一番の目的でございます、そのほか、地域の生活等々の利便性も大切であると考えてございます。
- 今、ご質問がありました関係でございますが、今、工事している橋梁につきましては、今年中に完成するという予定でございます。1日も早く完成しまし

て、皆様方に使っていただけるように努力したいと思っております。以上です。

保延委員 お願いします。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した

※請願第23-6号 「TPP（環太平洋連携協定）交渉」への参加に反対する意見書採択を求めることについて」

意見 （「継続」と呼ぶ者あり）

小越委員 請願を採択すべきです。TPPは原則全ての関税、非関税措置を撤廃するものであり、アメリカは日本に対して措置を原則、例外を認めない方針であることを表明しているようです。

金融、保険、医療、建築もすべて対象となり、例外措置が一切認められない関税自由化は、日本の農業や産業を根底させる食べ物を外国に依存する国家存立の問題があります。

食料自給率も政府は50%を目指すといいつながら、TPPを推進し、それに参加すれば13%に下がる。農業所得で、とりわけ専業経営の皆さんの深刻さは計り知れません。

大規模化といつても、その規模は日本とは違いすぎる。所得補償するといつても、米だけで1.7兆円、牛肉などの畜産を含めると3兆円、さらに関税財源の損失を含めると4兆円となります。

山梨県の農業にとつても、山梨県民の生活や産業を変貌させる、農業でやっていくどころか、誰もできなくなってしまう。

2月の山梨県議会でも、JA中央会から陳情が上がり、TPP反対と述べている。先月、富士川町でも、TPP反対の意見書が出されています。全国でも反対の意見が出され、あと2、3県が残っているのみであります。

また、山梨県の県議会議員選挙の中で、山日新聞のアンケートによると、立候補された皆さん、当選された皆さん17名の方々が、TPPを反対だとアンケートにお答えしております。この委員会の中でも、7名の委員が反対だと表明されており、山梨県議会としてTPPに参加するべきではない、この請願は採択されるべきであると思つています。

白井委員 私も個人的には、この問題は農業に与える影響が大きいとか、農業以外にもいろいろと関係することで、悩みも多いんですが、ただ我々には、率直に言つて、中身がしっかりと見えてこない、あるいは、政府の方針も、まだタイムリミットうんぬんという状況でもなさそうだし、そういう意味で、まだこの先、議会もありますので、今日の段階においては継続的にやっていただいてはと思う。我々も、もっと情報を得たり、学んだりする必要があると思う。

鈴木委員 白井委員の関連になるんですけど、TPP自体は、私も農業ですから、確かに反対なのですが、しかしながら、国が本当に農業保護政策を行い、補償金を出すからという方向性になれば、また違うのですが、現状としては、国がそこまですべてになっていないんですね。その段階で賛成とか、反対などの方向

性を今、出せる状況ではないのが現状です。

これが実際、保護政策を行ってくれば、農家の人の考えも変わると思いますが、今はない状況で、これがはっきりしなければ、この問題は解決しないと思います。ですので、臼井委員と同じ考え方の中で、今、早々に結論を出すべきではないと思います。

討論 なし

採決 賛成多数で継続すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(放射性物質の検査について)

早川委員

県産の果物とか、野菜の放射性物質の検査についてお伺いいたします。今まで本県で検査したのは、お茶だけだと認識していますが、長野県では、サニーレタスやブロッコリーなどの県産の野菜を検査して、県のホームページで公表しているようです。

本会議等でお伺いすると、本県でも準備がされ、検出器を2台注文されたという回答があったと思うんですけども、これから、桃とかブドウが最盛期となり、出荷が間近になる中、早期の対応が望まれると思いますが、実際に検査がいつからスタートできるのか。また具体的な検査方法や公表方法が決まっていれば、教えていただきたいと思います。

樋川農業技術課長

今、現在、お茶につきまして検査をしているところでございます。お茶以外の作物をどうするかというご質問だと思います。現在、山梨県内におきましては、大気とか、あるいは降下物につきまして、放射性物質の測定をしております。

その測定の結果ですけれども、これまでのところ、過去の推移の範囲内におさまっている状況でございます。他県で野菜などの放射性物質が基準値を超えるケースや、事前に大気中の放射性物質の測定値が大幅に上昇しているという事象も見られたことでございますが、現在、本県ではそういった事象は見られない状況になっております。

また、お茶につきましては、隣の神奈川県で暫定規制値を上回ったことで、厚生労働省から、隣接する山梨県ということで検査の依頼があり、産地の意向等も確認しながら、検査を行ったということです。お茶につきましては、常緑作物ということで、3月の時点でまだ、葉っぱがあったということで、そのときに付着した放射性物質が吸収されまして、4月中旬以降に新芽に移動したということが推定されております。農水省の調査でも、お茶については土壌からの吸収はあんまり考えられないんですけども、セシウムというものは、放射性物質……。

堀内委員長

樋川課長に申し上げます。答弁のほうは簡略に。

樋川農業技術課長

わかりました。お茶にもちょっと、特質性があるということもございます。そういったことで、お茶については検査をしてございますけれども、これまでのいろいろな放射性物質の大気の動向等から考えまして、お茶以外の作物につきましては、現在のところ、検査の必要性が低いと考えております。

今後の状況等もございますので、その辺につきましては、国や農業団体と連

携し、他の作物での検査につきましても、必要性を検討していきたいと考えています。

早川委員 質問は検出器が2台注文済みということなんですけれども、具体的な検査方法と公表方法は決まっていないということですか。

樋川農業技術課長 現在、県の衛生環境研究所に1台検査機器がございます。そちらにつきましては、大気とか水質の検査に専ら使用している分析装置がございます。

新たに2台を発注して、検査体制の強化を図ることにしておりますが、これは、県内の加工食品の輸出に際し、外国から放射性物質に対する証明書をつけるとか、そういった検査を求められている状況もございます。

また、今後の不測の事態に備えるという意味で2台を発注し、1台につきましては7月末ぐらい、もう1台につきましては、11月の中旬ごろに納入される予定だと福祉保健部から聞いてございます。

早川委員 大気中の汚染に影響がなければ、果物とかは、検査をしないという感じなんですけれども、長野県では既に大気中に放射能物質がなくても、サニーレタスなどの検査をやっているんです。

ブドウは間に合うんでしょうけど、桃だと、7月では間に合わないと思うんですね。ですから、現在の衛生環境研究所の水と大気や、降水物の検査をしている1台の検出器の使い方の見直しとか、例えば民間の検査機関の活用も含めて、ぜひ早急に、桃は本県の中心となる農産物なので、その早期の対応をお願いしたいと思いますが、どうお考えですか。

樋川農業技術課長 その辺のことにつきましては、農業団体の意向も非常に大事だと考えております。農業団体との協議も含め、今後、検査の必要性につきましては検討していきます。

(農業大学校の研修について)

鈴木委員 2点ほど、ちょっと聞いておきます。本県の農業大学校は、私どもも、全国随一の農業大学校と思っていましたが、新潟とか、いろいろなところに行きましたら、びっくりし過ぎて、井の中のカワズだったのかなと、ちょっと感じたわけです。そこで、今、果樹の関係の実習、あるいは学習面について、どのような形でやっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

樋川農業技術課長 農業大学校の関係でございますけれども、本県の農業につきましては、果樹が基幹でございます。農業大学校には、350アールほどの圃場あり、そのうち、200アールほどの果樹の圃場がございます。その中で、具体的に果樹の実務的な研修を重点的に行っているところでございます。今現在、果樹学科につきましては、計35名ございます。その35名につきましては、1人当たり約6アールですが、果樹で栽培技術を学んでおります。そんな形で、果樹を重点的に研修しているところでございます。

鈴木委員 3月末だったかな、多分、見ておられるかもしれませんが、私の間違いだったら申しわけないです。桃に縮葉病か何かがついていたのかな、多分、見ておられると思うけれども、山梨県は、全国に誇る果樹産地であって、その先端技術を擁する農業大学校で勉強をさせている先生方たちが間違っということ、そういうことはないと思うんですけれども、見ていますか。

樋川農業技術課長 私自身は見てございませんけれども、農業大学校に確認をさせていただき

まして、実際に縮葉病が見られたということは聞いております。

鈴木委員

私たちも含めて、農家の人たちから考えると、基礎的なことで生徒が悪いわけじゃないと思うんですね。先生がいて、少なくとも、農業大学校でそういうふうなものが出ること自体あってはならない。

簡単なことなんですね、これ、定期的にちゃんとすれば。していないという解釈にあったから、何か、山梨県の農業を支える生徒を養成する中で、そういうものが出ること自体が、一般農家と違い、先端なんですから、ちょっとおかしいと思ったんですよね。そういうことのないようにしないと。

なぜかという、ほかの県から来て見た場合に、山梨県の農業大学校ってこのぐらいの教え方と思われてしまったら、もうそれはおかしいですよ。やっぱり、そういうことを考えて、小さいことかもしれないけれども、ちゃんとそこはしないと、実際、恥ずかしいことになると思うんだけど、いかがですかね。

樋川農業技術課長 農業大学校の職員につきましては、農業技術職のベテランを配置しており、学生指導はもとより、良好な圃場管理に努めてございます。しかし、今回、若干ミスマッチが生じてしまったということで、今回のご指摘の点につきましては真摯に受けとめ、農業大学校とも話をしてございます。今後の圃場管理の適正化に向けて、一生懸命、最善の注意を払っていきたいと考えています。

鈴木委員

責める気持ちはないんですが、やはり、誤った指導がないようにしていくのが学校であって、私たちは、先端という認識がありますから、注意しながら、よく見ていただきたいと思います。

(就農者への対策について)

鈴木委員

それから、もう1点。今、山梨県はルネサンス大綱という中で、5年前から新規就農等の対策をやられていると思うんですが、今現状、就農平均年齢はどのぐらいなのか。

大島担い手対策室長 新規就農者につきましては、毎年調査を行っております。

鈴木委員

新規じゃない。今、山梨県の現状の就農をしている方々の平均年齢は、どのくらい？

大島担い手対策室長 就農者につきましては、農業従事者の平均年齢は67.8歳になっておりまして、この5年間のセンサスで2歳ほど高くなってございます。

鈴木委員

そのうち、67.8歳のうち、30代から50台未満までは大体どのぐらいいると思いますか。

大島担い手対策室長 現在、農業従事者につきましては、2万2,000名ほど県内におります。農林業センサスの調査によりますと、15歳から29歳の方が736名、30歳から59歳が5,432名という形で、非常に高齢化が進んでおります。

鈴木委員

委員長、後で、その資料を皆さんにお配りしてください。できればそういうことで。

堀内委員長

はい。じゃ、室長、そういうふうにしてください。

鈴木委員

何を言いたいかという、要は、今、確かに高齢者、実際に70歳、75歳

もいるかもしれないけれども、30歳から50歳代の方が、現に農家をやっているということ。この人たちをどう活用というか、保護していくのか、これが問題なんですよね。

なぜかと言うと、この間、話し合いをした中でも、若い子が農業をやらないのは、結局、子供さんを育てて、大学まで行かせるのに、今の平均単別年収では養っていけないんだと。それは大体わかると思うんです。

今、実際、農業所得、その他諸収入を考えたときに、単別収入はあると思うんですが、最近では昔と違って非常に単価も安くなっているのに、そのわりには使用経費は変わらず、手取りが少なくなっている現状なんです。皆さんが言うのは、単収100万から150万とらないと、子供達と生活していけないというのが現状なんです。そのときに、今、ルネサンス大綱をやっているんだけど、その中でそういう人たちにどういう保護策を、今、おこなっているのか、その辺はどうなんですか。

大島担い手対策室長 現在、農林業センサスによりますと、農業従事者につきましては、離職化が非常に進んでおります。センサスによりますと、3ヘクタール以上の方々が非常に多くなってきて、第1種兼業の方が規模の縮小という形で、第2種兼業農家になっている形で縮小になっています。

県につきましては、意欲ある担い手に対して、農業経営の拡大、多様化、また、6次産業化につきまして、農政部の各種の事業を使いながら、指導しているところであります。縮小等の農家につきましては、省力化とか、集落営農の組織化などという面で、現状の農業が続くような指導をしているところであります。

鈴木委員

農家の若い人たちに言っていけばいいと思うけれども、彼らには、国や県から、彼らに対しての政策とか、それから、保護政策みたいなものが見えていないんだよね。というのは、要は、若い人たちが今、平均単別にしてもそうなんだけど、1町歩を越す方もいるかも知れないけど、平均単別は、大体6反歩ちょっとなんです。単収を見て、やっぱり売上が単収で六、七十万だと、手取りはほとんど少なくなってしまう。この辺の方々を県がどういうふうに保護していくのか。

農政部長、要は、私が言いたいのは、県がこれから、その人たちに単収100万、150万とらせるにはどうしたらいいかと考えたときに、例えば8月の盆前に出せるものとすれば、それを何で補うかということ、棚植えをするとか、桃であれば、冬支度の仕方を、やはり積極的に単収を上げるような形をとるとか、やっぱりそういう政策を今からしていけないと、新規就農者がどうこうじゃなくて、今ある人たちを保護していくにはどうしたらいいかということを考えてほしいと。まずこれが1点。

それからもう1つは、今、70代を超して、75歳、下手すれば78歳ぐらいの人が今、現に農業をやっているんです。この人たちを5年後まで農業をやらせるにはどうしたらいいか。さっき言ったように、やらない人の土地をどうこうすとか、企業参入とかもあるかもしれないけども、要は、今やっている方々をどういうふうに政策的に山梨県がやっていくのかということも大事なんです。

今回の予算ではないけれども、農業協力隊も必要かもしれない、だけれども、私はそんなことよりも、今、現状のことをやってほしいということが、農政部長、私の気持ちなんです。その辺を、時間もないから。

松村農政部長

ご質問をまとめますと、新規就農者だけに行政の施策をするのではなく、既に就農されている方々、そういう方々にもしっかり目配りをしながら取り組む

べきじゃないかというご指摘だったと理解しております。

実は、私たちも、昨年、担い手対策室をつくりまして、本腰を入れてこの対策に取り組み始めました。そのときの私たちの哲学の、農業というものは、就農した段階で支援の対策が完了する、そういうものではないんだろうというのを私たちは肝に銘じて取り組んでいこうと、そのとき部内で議論をいたしました。具体的に言いますと、就農したのはあくまでも最初のスタートでございまして、その後ちゃんと農業で生活して行って、最後はそれぞれの地域を担っていただくリーダーに育つまで、それぞれの段階に応じて支援を行っていくべきではないか。そのための施策が集まるのが担い手対策室であると私たちは認識しております。

では、どういう対策をしていくかということでございますけれども、ツールはいろいろあろうかと思えます。規模拡大というツールもあろうかと思えますし、高品質な農作物をつくる、そういったツールもあろうかと思えます。また、2次、3次への取り組みというツールもあろうかと思えます。どのような形で、高収益でもうかる農業が実現できるのか、今、ちょうど私たちもルネサンス大綱という形で施策の見直しを行っています。その中でしっかり議論していきたいと思っています。

鈴木委員

最後になりますけれども、要は、先ほど、言ったように、今やっているものにプラスアルファ、これから、今、現状農家をやっている方々にどのような施策をすとか、やっぱり表に出てくるようになってほしいと思う。要は、いろいろなところにお金を使っているのかもしれないけれども、先ほど言ったように、雨よけハウスをやるんだったら、モデル地域にやらせて、全額払えとは言わんから、少なくとも、半分でも補助金を出したら、そのほうが手取り早いです。それで、さっき言ったのは、仮にこのまま使ったとすれば、要は、単収150万ぐらいいってしまうと思うんです。考えようによっては、そういう農業を目指せば、5反歩あったって、6反歩あったって、相当なお金になると思うんだけど、その辺は、またこれからの課題としてとらえながら、終わらせたいと思います。ありがとうございました。

(アユの種苗の生産について)

清水委員

私は立場上、ちょっと質問をさせてもらうわけでありまして、いよいよアユのシーズンになったわけでございまして、6月に入って、県内の各河川で解禁になってきております。アユの仕事は、単に釣るばかりではなく、観光的にも山梨県の場合は非常に有名でございます。そんなことを考えれば、アユの事業というものは非常に重要な役割を果たすと思っています。

だけど、ここ10年ほど前から、川で放流したアユが死亡するという冷水病、これは、魚にとっては大変な病気でございまして、この問題。それから、川鵜。いわゆる鵜ですね。鵜はここのところ、すごくふえており、大変でございます。

そのような問題が深刻になってきているわけでございますけれども、こうした問題の中で、県では、冷水病の対策を念頭に入れた、アユの種苗の生産及び供給を行っているということでございますが、その具体的な対策、そしてまた、効果について質問いたします。

田中花き農水産課長 アユの冷水病につきましては、細菌による伝染性の病気、この病気が河川で発生しますと、漁協協同組合が放流したアユが、いわゆる解禁になる前に大量に死亡してしまうということで、漁協協同組合に非常に深刻な影響を与えるということで、県は対策をとっております。

冷水病につきましては、アユが1年生の魚であり、病気にかかっても、それは秋になると海に下って行ってしまおうと、川にアユがいなくなるということで、

1年たつと、河川は一応正常な環境になると考えられております。

そのため、冷水病の発生を抑えるには、無病のアユを県内の河川に放流することが必要だということで、県では、水産技術センターで、アユの種苗の生産を増量し、県内に無病のアユの種苗を放流する。東部の桂川漁協等につきましては、ダムの補償の関係で一部、海産が入りますけれども、そのほかの河川については、無病のアユを放流することにより、19年からその増産体制をとっています。

それ以降、県内の河川での冷水病の発生は、解禁以前は見られない状況となっております。解禁後は、釣り人が菌を持ち込むことがあるので、一部、発生が見られましたが、県で増殖する対策をとりまして、冷水病については一応効果を上げているところでございます。

清水委員

非常にありがたいこととございますけれども、これまたアユというのは、菌が非常に、例えば、今言いましたように、桂川で菌が出た場合、そこからとったのはいいが、今度は峡北は無菌だからといって峡北にそのまま来ると、その菌がうつってしまって冷水病になるという、非常に難しい病気でございます。そういうことを各漁業協同組合も気をつけながら、しておるのが現状でございます。そんなことを思いながら、漁業協同組合の購入する種苗の価格はどのようになっているのかお聞きします。

田中花き農水産課長 水産技術センターで生産しました、アユの種苗の価格につきましては、琵琶湖産のアユの種苗の価格をもとに当時17年前に算出していまして、おおむねキロ3,000円程度という価格でした。しかし冷水病の発生というようなことと、当時、漁業協同組合の経営が非常に悪化したということで、アユ漁業に深刻な影響が出て、17年度から21年度までの5年間、アユの供給価格を6割下げて、その間、漁業協同組合は経営の改善を図って体制強化をお願いする形で取り組んできました。

22年度からは、ここで6割の価格をいきなり元へ戻すことは、漁業協同組合にとってもなかなか大変なことだということで、23年度は7割、24年度は8割という形で、暫定的に元の価格に戻していく格好で、26年度からは、水産技術センターで生産にかかった経費、要するに、実質どれだけかかったかというのをもとに、漁業協同組合に供給していくという形になっています。

清水委員

それでは、今年の県の水産技術センターにおける、アユの種苗の生産の状況についてお伺いいたします。

田中花き農水産課長 県内河川のアユの適正な放流量というのは、おおむね310万尾と計算されております。そのうち、神奈川県の補償等で桂川漁協等に入れられるのが130万尾です。残り180万尾が必要とされており、水産技術センターにおいては、現在、180万尾の放流用の稚アユを生産しております。

アユの生産は、技術的にまだ未確立な部分があるということで、なかなか安定しない部分があるんですけれども、県職員の努力によって、毎年180万尾生産して、無菌のアユを供給している状況にあります。

清水委員

そうすると、一応、今のところは順調だという解釈をしているわけとございますけれども、今年の県内の漁協協同組合への種苗の供給も順調であるということの確認でよろしいですか。

田中花き農水産課長 順調に生育ができておりますので、各組合に対して必要量を供給して、ほぼ終了しております。

清水委員 そうすると、その状況を見ながら、今年の県内の放流の状況についてはどうですか。

田中花き農水産課長 先ほど言いましたように、神奈川県からのダム建設に伴う補償以外につきましては、例えば峡北漁協、富士川漁協、峡東漁協、中央漁協、早川漁協、都留漁協、丹波川漁協などについては、全量、県の生産の種苗が供給されております。

また、放流効果を上げるという意味合いで、放流場所の選定、放流の時期等、適切に、例えば低い時期に放流すると、若干生育がよくないということがあり、水産技術センターで技術指導等を行いながら、放流効果が上がるような形で行っております。

清水委員 冷水病の対策として、県内に放流されているアユの多くのほとんどが県内産でございますけれども、技術センター産の養殖の種苗となったということは、一般的に養殖されたアユは、河川で群れやすく、友釣りで釣られにくいと言われておるわけでございますけれども、その釣られにくいということについて、県ではその点についてはどのような考え方で生産を行っているのか、お伺いいたします。

田中花き農水産課長 冷水病の防除という観点からは、水産技術センターで生産した、無病の種苗を放流することによって克服できるんですけれども、それだけじゃなくて、釣られやすいという観点からも、種苗の生産について考慮する必要があるということで、県では、種苗の改良についても取り組んでおります。

17年度には、鹿児島県の鶴田ダムの、アユ釣りで友釣りに比較的かかりやすいというか、追いやすいという種苗を導入したり、それから、漁期が長く、秋になってもなかなか下りにくい、長い間河川にとどまって釣りが楽しめると言われていて、駿河湾産のアユを導入するなど、冷水病の対策をとるとともに、河川での釣りやすい系統の導入に努めています。また先ほど言いましたように、放流に当たりましては、系統によってそれぞれの特徴がありますので、それらとあわせて指導を行って、効果を上げるような取り組みを行っております。

清水委員 最後ですけれども、今、いろいろとお答えいただいたわけでございますけれども、やはり単年度でアユは1年で終わりですから、そういった面も十分考慮し、種苗の改良に重点を置いてもらいながら、すばらしいアユが毎年生産されればいいと。東京の皆さんが山梨県に来ると、山梨県のアユは「日本一いい」というふうなことも聞かれます。これからも1つ、水産技術センターの皆さんもその辺も十分考慮、改良しながら、すばらしい種苗を放流して、皆さん方に喜ばれるようにしていただきたいと思っております。お願いをしながら、私の質問を終わらせていただきます。答弁は結構です。

(川鵜の被害対策について)

木村委員 ちょっと関連でいいですか。たまたまこの間、私の知り合いが、鵜の被害で朝3時に起きて4時から5時に、鵜を北杜市の釜無川の上流のほうに追い払いにくらしいのです。それで県の指導により、疑似の卵を抱かせるんですけれども、1週間ぐらいすると、その鵜が自分の卵ではないから、巣から卵をみんなけ落としてしまい、大変困っているという話をこの間伺ったんですけれども、対策はどのようになさっているんですか。

田中花き農水産課長 川鵜の被害対策についてですが、現在、山梨県には営巣地が1カ所、甲

府市の中曽根のところにございます。それは、わざとそこにとどまるような形でそこを追い払うと、巣をつくる場所が県内中に広がってしまうため、そこ1カ所だけにとどめる対策をしています。

その営巣のところで、委員が言いましたように、偽卵といって、にせものの卵を置いて、結局、それを抱卵させて、ひながかえられないようにする。またドライアイスで巣の中の卵にかける。結局、卵を冷やしてふ化しないような形。こうした両方の形で川鶺を営巣地に囲い込む。その営巣地ではそういった対策をとって、ふ化させず、個体をふやさないようにします。

結局、ひなにやるえさは川からとってきますから、それだけの被害を生まないように対策をとり、営巣地でのふ化は、ほぼ抑えられております。

木村委員 県内には、昔、いなかったそうですが、大体何羽いて、追い払うといった対策がとられているんですか。大ざっぱでいいです。

田中花き農水産課長 確かに川鶺は、ここ数年というか、昔はいなかった鳥でここにきてふえているんですが、22年度に行った偽卵の取り組みを167の巣で行って、巣立ったひなは22羽しかいないということです。

県内の川鶺の個体数ですが、おおむね500羽前後で推移しています。山梨県で繁殖を抑えても、富士川沿いから上ってくる。もしくは、神奈川県から上ってくる。先ほど言ったみたいに、山梨県の各漁協が協働して、一斉追い払いとかをするんですけれども、そうすると、他県に行くということで、ちょっとイタチごっこみたいなんです。関東、近県で一斉に追い払いをする取り組みをとりながら、被害の軽減を図っております。

木村委員 ありがとうございます。

(メガソーラー発電施設の誘致について)

臼井委員 甲府の中央市場のことを伺おうと思ったのだけれども、ちょっと時間がないので、それはやめます。

農村振興課が担当であるかと思うけれども、メガソーラー発電に対して、農政部として、例えば耕作放棄地の活用を行うといったようなことで、メガソーラー発電を担当する、森林環境部の環境創造課との調整はしているんですか。

山本農村振興課長 臼井委員のご質問ですけれども、メガソーラーの誘致については、農村振興課にも、環境創造課長から話がございました。私どもが聞いているところでは、メガソーラー1メガ当たり2ヘクタール程度の面積が必要だということで、メガ規模のソーラーの発電施設を誘致していくということです。

農地を守る立場の農政といたしましては、耕作放棄地も平成21年の実態調査で2,777ヘクタールということで、それ以外に山林化している耕作放棄地もございます。その中で、私どもとしては、再生可能な農地は農業生産の場として再生活用していき、再生が不可能な、山林化した農地については、パネルの設置も可能ということでございますので、情報提供をしていきたいと考えてございます。

臼井委員 現実に最低でも3,000平米ないし4,000平米ぐらいの規模がないと、なかなかコストの関係で、あんまり小さいところでは、できないという話のようなんですけれども、そういう可能性の場所はあるんですか。または、あるかどうか把握ができていますか。

山本農村振興課長 委員のご質問の中では、メガソーラーを設置する規模の農地、これは耕作

放棄地の中でということですが、調査は一筆ごとの調査をしてございまして、県下で森林化されている場所は把握しております。ただメガソーラーを誘致するほどの一連の耕作放棄地があるかということですが、その部分につきましては、やはり急傾斜で点在している部分が多いということ、それから環境創造課では、近くに送電線が通っている必要があるとか、日照時間がある程度長く、当然のことながら、一定の面積が必要だという条件でございまして、私どもとしては、環境創造課からメガソーラーの誘致の話があれば、図面等で情報を提供していくということで、現在のところ、設置する場所というところまでは把握しておりません。

臼井委員

とにかく本県ではソーラー王国を目指そうと、こういうことで何とか適地を探す。今、課長の指摘のように、ある程度の規模であるとか、あるいは送電線の近くであるとか、いろいろな条件があるわけだよね。そういう意味で、ソーラー王国を目指そうという山梨、一方では耕作放棄地がまさにたくさんあって、この対策が大変厳しいとも言われているし、現実的に耕作放棄地にならざるを得ない場所もあるわけでしょう。今、言うように、実質、森林のような状態。いろいろな意味で、このメガソーラーの誘致というか、そういう発電所をつくるということは、このことは山梨県の主要施策ですから、これはまさに大きな課題ですよ。だから、同じ役所の中で、農政部が積極的にこれに協力をしていくのか、いかないのか、私はその辺の決意だけでも、今日は聞いておきたいなと思うんだけど、いかがですか。

山本農村振興課長 メガソーラーは、新たなクリーンエネルギーの創出という形で、やまなしニューディール計画の中で取り組んでいくということで承知しております。当然、農政部といたしましても、そういう必要な農地については提供していくということです。耕作放棄地も多く抱えておりますが、再生可能なところは農業生産の場として再生活用していくと、これは、私も基本であると考えています。山林化している部分については、やはり何らかの形で有効に活用していくということで、太陽光パネルの設置が可能な場所というようなところがあれば、誘致するのに情報提供をしていきたいと考えております。

臼井委員

最後に、課長、最低でも3,000平米ぐらい、3,000平米ということは、実際言って、そんなに大きな規模じゃないよね。県下を眺めてみて、1万とか2万というところは大変でしょうけれども、3,000平米、4,000平米の、いわゆる土地所有者はそれぞれ別かも知れないけれど、集団的な場所なんていうのは結構あると思うんだよね。それがソーラー発電に適地であるかどうか、これは知りませんよ。けども、三、四千平米ぐらいの土地は、しかもそれが、耕作が放棄されている農地というか、しかも、それが本当、農業に適地ではなくて、いわゆる山間地であるとか、そういうところは結構あるように思うんだよね。

だから、例えば我々も、南部町とか身延町は浜岡から70キロぐらいしか離れていないということで、福島のおあいつた原発事故のようなことが起きることがないかと、大変危惧するわけで、ああいう目には遭いたくないということを考えると、まさにエネルギー対策は全庁挙げての問題だと思うんですよ。そういう中で大いに関心を持たなければいけないかなと。

いつまでも耕作放棄地は、全国の率では上から2番目に多いと言われていたわけだから、それは後継者がいっぱい出てくればいいし、また、そういう放棄地が解消されることは願っているけれども、現実には、放棄せざるを得ない土地も相当あるんじゃないかなと。これは、私が素人だから、想像でしか物が言えないんだけど。

そういう意味で、県税で行う再生エネルギーであるメガソーラーに対する取り組みは、まさに農政も、これだけ放棄地が多いと騒がれているんだから、大いに関心を持ち、またそういう適地があれば、積極的に探して欲しい。環境創造課長が長靴を履いて、麦わら帽子をかぶって、県下を飛んで歩いているというわさも聞いており、彼らが飛び歩くのも、それは担当者で結構なことだけでも、あなたたち、農政部として、エネルギーについては、あんまり我々には関係ねえという、相変わらずセクショナリズムのような考えでおってはいかななということをおは指摘したいんだけど、どうだろう、農政部長。

松村農政部長

今の委員のご指摘は、メガソーラー、もしくはクリーンエネルギーにつきまして、これは、もう県の部局を超えて取り組んでいくべきだというご質問と理解させていただきました。私たちも、クリーンエネルギーは、太陽光もそうでございますし、あるいは水力の話もあろうかと思っております。これにつきましては、農政部もいろいろこれまで取り組んできたところでございますし、これから取り組んでいかなければいけない課題だと思っております。

耕作放棄地につきましては、これをどう活用していくかというのは、正直、いろいろあろうかと思っております。地権者の意向だとか、面積がどのようにまとまっているか、そのような点もあろうかと思っております。ただ、もちろん担当されている担当部局から協力の依頼などがありましたら、私たちの持っているデータなどは提示していきたいと思っております。ただ一方で、現場の課題もあることも自覚しつつ、ただ、少なくとも、私たちがクリーンエネルギーにつきまして取り組むことに対して、決して消極的な立場に立っているわけではないという点につきましては、ぜひご理解いただきたいと思っております。

白井委員

わかりました。もう1件、終わりに。

実は、私はこのことが一番気になっていたんです。例えばメガソーラーについて、学校というのは、大きな校庭や何かもあって、今、廃校なんていうことがよく叫ばれるけれども、あるいは、私は、甲府市のあの市場、広い駐車場があるんですよ。それも誘致場所として考慮したらどうだということを既に提案をして、甲府市にも言ったし、環境セクションにも私は言いました。自由度が高まった市場だから、中央市場になって、そういうことも考えたらどうだという話も私は既に提案してあるんです。

今の部長の話をお聞いている限りでは、全庁挙げて、この問題に積極的、果敢に取り組んでいるようには思えないんだね。そういう話があるならばみたいな話で。山本課長はそんな話がちょっとありましたみたいな、そういう答弁だったけれども、どちらにしても、全庁体制でないということがここで明らかになったわけだ。ですから、もっともっと全庁体制で真剣に取り組まれることを望んで、終わります。

(休 憩)

堀内委員長

執行部から資料の提出がありましたので、お手元に配付いたしました。

また、執行部から、午前中の小越委員の質問に対する答弁をしたい旨の申し出がありましたので、これを受けることにします。

有賀耕地課長

午前中に小越委員から質問いただきました件ですが、手元に細かい数字がございませんでしたので、答弁をさせていただきます。まずは1点目でございますが、平成19年の再評価以降、事業費が増えたわけですがけれども、それに対して費用対効果はいかがかということでございますが、平成19年の再評価時の費用対効果は1.22でございます。現在、平成19年の再評価から、

事業費が1割弱増加してございます。単純計算しますと、費用対効果1.22が1.12ぐらいの数字になろうかと思っておりますので、これについては、効果が十分期待できると考えております。

それから、2点目でございますが、平成14年に工事着手した後の農業生産の変化についてでございますが、平成19年の再評価時につきましては、各種統計資料などから生産量を推計しまして、費用対効果等を検証してございます。これにつきましては、平成24年度が次回の再評価になりますので、それまでもう一度、詳細な数字につき算定いたしまして、精査してまいりたいと思っております。以上です。

堀内委員長 それでは、所管事項の審査を継続します。

(べと病防除対策について)

小越委員 まず1点目、ブドウのべと病のことについて少しお伺いします。昨年大流行いたしましたブドウのべと病を受けて、今年、農家の皆さんが必死になってやっております。去年の問題の反省なしに今年の展望がないと思われるんですけども、今年のべと病対策は、山梨県として、県農政部はどのようなところに注意して、今、指導されているのでしょうか。

樋川農業技術課長 昨年、べと病が特段に多かったということでございますけれども、本年度につきましては、その辺の反省も踏まえて、特に昨年の流行につきましては、感染時期が早かったということとか、そういったことも踏まえて、今年は早目、早目に対策をとっているという形で進めてございます。

病虫害防除所が注意喚起のいろいろな資料を出してございます。また果樹技術普及センターを中心として、技術対策資料を順次発表しております。またJAを通じての農家への指導、それから各種講習会での説明、ホームページによる掲載、あわせて、マスコミを活用した注意喚起、また5月31日には病虫害の発生予察注意報を出して、注意喚起を促したところでございます。以上です。

小越委員 それで、今年度、防除暦も少し変わったりして、そして皆さんのところに行っているかと思うんですけども、先ほど、去年の反省も踏まえて、早目、早目の対策ということなんですけれども、防除暦、それから、いろいろな資料があるんですけども、すべての農家の皆さんのところに行っているのでしょうか。私、心配するのは、専業農家の方は、もちろん、必死になってやっておられます。高齢者の方、それから、おうちでちょっとブドウの畑があるからやらなければいけないという方のところまで徹底しないと、ブドウ病対策が全部に行き渡らないと思うんですけども、どのようになっているのでしょうか。

樋川農業技術課長 昨年の12月にブドウのべと病防除対策ということで、カラー刷りですけれども、2万部の資料を印刷いたしまして、ブドウの栽培をされている農家に全戸配布するという形で行っております。

小越委員 それで、今年の防除のところ、専業農家の場合には、それに有効な、ベトファイターとかリドミルがもう使えなくなったので、いろいろと新しい、専業農家のところだけはこれを使ったらいいという農薬があるんですけども、それは皆さんのところに徹底されているのでしょうか。

樋川農業技術課長 防除暦で昨年の状況を踏まえて、また、耐性菌等も出てございますので、その辺の耐性菌につきましては、ちょっと効かないということで、薬剤を、

防除暦から削除いたしました。また新しい防除暦の中に、べと病防除剤の注意事項ということで、耐性菌も含めた取り扱いの仕方について、注意喚起を図っているところです。

小越委員

もうちょっと徹底をしていただきたいなと私、心配しているんです。専業農家の方はもちろん必死になって、1日たりとも無駄にしないようにしているんですけども、防除のところの間隔が、去年に比べ短い、10とか7日とかでどんどん打つようにという指導がありましたけれども、兼業農家の方々は、土曜日、日曜日に農薬を打とうと思っても、雨が降ってしまったらすると、じゃあ、どうするかということになりますよね。

農家の皆さんも、去年まで使えていた農薬がまだ、残っていらっしゃる方もいまして、それをまた使って、そしてまた違うのは困りますので、農家の皆さん、やっぱり、1名で、高齢者の方で、畑だけしか、自分のところだけしかやっていないという方も含めて、防除のことを徹底してもらいたいなということが1点あります。

それと、もう1つあるんですけども、去年のべと病の問題から、大変収入が減ったということで、農家の皆さんの経営状況がどうなっているのかをお聞きしたいんですけども、去年のブドウのべと病を含めまして、離農された方とか、そういう方は、どのくらいいらっしゃるか把握されていますか。

樋川農業技術課長 防除の徹底につきましては、非常にいろいろな手段を通じまして、また、マスコミ等もうまく活用させていただくような形で注意喚起を図っておりますけれども、防除の手だてがないということにつきましては、なかなか、それを完全にカバーするような形はないですので、地域の中で、また、農協等がうまくフォローするような形でやっていただけるように、また、指導機関のほうで、その辺のやり方につきましては徹底したいと思います。

それから、べと病によって、経営収支等について、それによって離農された方がいるかどうかということにつきましては、現在把握しておりません。

小越委員

近所の方から聞きますと、奥さんがパートに出たとか、やはり、収入がなくなってしまったので、外に出なければならぬという方も聞いております。その中で、ここにもあるんですけども、農家の方々の収入を補う1つに、農業共済があります。農業共済は、ここの議案審議資料のところにも載っていますけれども、山梨県とすると、「全国平均26.1%の加入率を目指すこと」とあるんですけども、この資料を見る限り、果樹共済に限っては、ブドウは、平成22年度の22.7%、実は、平成18年度が24.1%だということで、若干下がっているんですね。ブドウのべと病が去年、大量発生いたしました、ブドウの支払い共済金は、一昨年は少ないですが、その前の年、平成20年度はほぼ変わらない、まあ、若干、700万ぐらい多いんですけども、なかなか、この加入率がふえないのはどうしてなのでしょう。

輿石農政総務課長 確たる根拠があるわけではないんですけども、アンケート調査等をした数字の積み重ねではないんですけども、一般的に考えられますのは、近年、本県においては、例えば、大型の台風で大きく被害をこうむったというような、県民の記憶に残るような大きな災害がなかったので、農家の制度への関心がなかなか高まらないということが考えられます。

もう1点ですけども、これもはっきりとした統計資料に基づくものではないんですけども、近年、兼業農家がふえまして、農外収入に頼る農家がふえた。つまり家計における収入の割合が、農外収入がふえたというようなことがあって、関心がなかなか高まらないと思っております。以上でございます。

小越委員

ただ水稲ですと、かなり高いのはもちろんなんですけれども、果樹だけがこのように20%台。山梨県とすると、20%の今の状況でよいとお考えなんですか。全国的には5割を目指すということで、全国平均26.1%を目指すを書いてあるんですけれども、今、農家の方の農外収入がふえたから、仕方がないのではなく、ブドウのべと病のときも、これでしか救ってもらえなかった方がたくさんいらっしゃるんですよ。この農業共済をふやすために、山梨県では、どのように取り組むんですか。

興石農政総務課長 委員ご指摘のとおり、この制度は、私ども農政部として言うのも何ですけども、大変いい制度だと思いますので、加入率はぜひ向上させたいと思っています。

具体的に県として、どういうふうに取り組んでいるかということですけども、県主催でいろいろな会議がありますので、特に、農家の関係の方が多い会議におきましては、共済制度の説明の場を設けさせていただくということが1点あります。

そのほかには、当然のことなんですけれども、県のホームページ、それから普及センターで広報紙「普及センターだより」を出しているんですけども、それに掲載する。

もう1つ、最後に、これが一番効果があるかと思うんですけども、YBSラジオで「農事メモ」を放送させていただいており、昨年度の実績で言いますと、1年間に12回放送させていただいているところでございます。

そのほかにも、あらゆる機会を通じて、加入率の向上に努めてまいりたいと思っています。以上です。

小越委員

加入率の向上に努めていただいているのはわかるんですけども、なかなか加入率がふえない。今年も、去年のことがありますから、どの程度、ふえているのかと思うんですけども、やっぱり掛け金のところですよ。掛けたけれども、去年もそうでしたけれども、畑を全部やられてしまったとしても、全部返ってくるわけじゃないと。その制度も含め、加入金の補助の制度、県として出すとか、そういうことも含めないと、なかなか加入率が上がっていかないと。思うんですけども、いかがですか。

興石農政総務課長 まず1点目の、全額返ってくるわけではないということでございますけれども、これは国の制度ですので、私どもも、いかんともしがたいのですが、国の考え方とすれば、農業所得は、通常でも、天候により、あるいは農産物の需給関係により価格が上下しますので、収入に対する補てんの割合を付保割合と言うらしいんですけども、それは8割が上限とされているようです。そういうことで、2割ぐらいは、通常でも価格の変動があるというようなことをもって、8割としていると聞いております。

2点目の補助ですけども、ご存じのように、農業共済制度は国の制度でして、既に国が掛け金の2分の1を負担しております。そういう財政的支援よりは、加入率の向上のために県として一生懸命やるということが、県の役割と認識しております。以上でございます。

小越委員

でも、私は、この果樹共済でしか救っていただけない、特に果樹のところは、いろいろなことを含めまして、ぜひ、これはもっと引き上げるために、山梨県が率先して努力すること、お金を出すことも必要だと思います。

それと、先ほどの早川議員の質問と関連するんですけども、農家の皆さんはべと病で何とか乗り切った後に来ることが心配なのが、放射線の風評被害の

問題だとおっしゃっていました。山梨県は送りブドウが多いですよ。農協を通さず宅配で送っている方が多いんですけれども、その皆さんが心配されているのは、自粛ムードの中で、桃、ブドウをいつものとおり、買ってくれないんじゃないかと。そして、「大丈夫だ」と言うんだけど、先ほどの話みたいに、隣の長野県ではやっているけれども、山梨県でも、安全だということの証明書が欲しいと。機械はあるけれども、やらないという話だったと思うんですけれども、機械はあるのであれば、安全だということを含めて、安全宣言をするためにも、「放射線の被害はありませんよ」ということを、機械をせっかく買ったんですから、やってもらいたいと思うんですけれども、いかがですか。

樋川農業技術課長 先ほど、早川委員のご質問に対して説明させていただきましたけれども、これまで、大気中の測定値が通常の範囲内におさまっているということをもちまして、現時点では、お茶以外の作物につきましては、検査の必要性は低いと考えてございますけれども、風評被害防止のために検査を行っていくということにつきましては、やはり、農業団体の意向がどうかというようなことは非常にあらうと思っておりますので、今後、農業団体あるいは国と連携しながら、他の作物での検査につきまして検討はしていきたいと考えています。

小越委員 農業団体の意向というのは、どういうことかよく、もう少し詳しく説明してもらいたいんですけれども、農協さんは、やってもらっては困るということですか。

樋川農業技術課長 やってもらっては困るということではないんですけれども、積極的に検査をやることについて、やはり県だけで勝手に判断してそういうことをやるということではなくて、農業団体と十分調整を図りながら、進めていくということが大事ではないかなということでございます。

小越委員 桃も早いのはもう出ていきますよね。ハウスでは、露地ものも、どんどん、出ていきますよね。お盆の前に送りブドウを出す方が多いです。全国的に、山梨は大丈夫だと言われておりますけれども、農家の方々にとってみると、「おれが作ったのは大丈夫だ」と自分は言っても、なかなか、公的というか、表示的には認められない中では、山梨県として、「ここは大丈夫だ」という宣言をしてもらおう、それだけでも全然違うと思うんですよ。農業団体の方の意向ということがあれば、どのようなスケジュールでそれを考えるのか。桃やブドウももう出荷の時期になりますからね。農業団体の皆さんの意向というのは、いつごろ、どうやって確認して、その後どうするんでしょうか。

樋川農業技術課長 先ほど、説明しましたように、検査の必要性は低いと考えておりますが、早急に農業団体等の意向も確認しながら、そのような検討をしていきたいと考えています。

小越委員 なるべく早く結論を出してもらいたいと思います。もちろん、農協を通して出荷する方も多いんですけれども、山梨県の桃やブドウは、宅配で全国に知っているの方々を通して市場を拡大している。農家の皆さん、みずからが市場拡大のために奔走しているというか、そこからいろいろなことを波及してやっているのが事実です。インターネットとか、宅配でその方にまた、次のチラシを入れるとか、「ありがとうございました」と、また次のことを入れるとかという、個人的には、かなり努力をされているんですけれども、その方々の努力が、風評被害のためになくすようなことがあってはいけないと思います。せっかく機械も買ったんですから、ぜひ早く結論を出してやってもらいたいと思

ます。

(農業ルネサンス大綱の見直しについて)

小越委員

もう1点ですけれども、先ほどもお話がありました農業ルネサンス大綱、今年見直しということで、準備を今、既にされているとお聞きしております。多分、大枠は変わらないのかなと思うんですけれども、平成18年に対して、今の状況、農業ルネサンス大綱の達成状況について、どのような感じなのか、まずお伺いします。

興石農政総務課長 幾つかの数値目標がありますので、全体を単純平均して何%というのはないんですけれども、主なものを述べさせていただくと、年間の新規就農者数が28年の目標が100人に対して、22年度が119人、それから、農業生産法人数は、28年の目標が130法人に対して、22年の実績が105法人です。それから販売の関係ですと、果実の輸出額、これが28年の目標が10億円なんですけれども、東日本大震災の影響もありまして、2億5,200万円と少ないんですけれども、それでも輸出が始まりました18年の基準年の1億7,700万円に比べますと、7,500万円ふえているということです。あと、ちょっと毛色が変わったところだと、エコファーマーの認定者数が28年度7,500人に対しまして、22年度の実績が7,414人と。これも平成18年の6,615人から大きく伸びております。というのが概要であります。以上でございます。

小越委員

先ほど、鈴木委員もお話がありましたけれども、新規就農者とか、生産法人のところがふえているということはもちろんですけれども、私が一番心配なのは、ホームページを見ましたら、農業の生産額が、平成18年の897億円に対しまして、平成21年度は885億円と減っております。そして平成22年は908億円と若干ふえているんですけれども、ほぼ横ばいで、農業生産額はあまりふえていないんです。エコファーマーとか、新規就農とか、農業生産法人がふえたとしても、ここがもうからなかったら、この農業ルネサンス大綱でもうかる農業をするということで、生産額がふえていかないというのは、そこは問題がどこにあるとお考えですか。

興石農政総務課長 幾つかの要素が複雑に絡み合っているとは思うんですけれども、1つ言えるのは、例えば販売農家の数そのものが、これ、5年ごとの統計なんですけれども、平成12年の2万6,000戸余から、平成22年には約2万戸と大きく減少しているというのが第一の原因かなと思います。

農家の数のみならず、先ほども議論になりましたけれども、農業従事者の高齢化は著しいものがありまして、平成22年は、先ほど申し上げたとおり、平均年齢が67.8歳。平成12年ではこれが62.2歳だということもありまして、まずは従前の形の担い手の減少が大きく響いているのではないかと思います。

小越委員

農業ルネサンス大綱によりますと、農業生産額は、平成28年までに1,000億円にすると。これから約100億円伸ばさなければならないんですよ。今まで18年から5年間やってみて、ほとんど変わらないと。900億円を切る、ちょっと超えるという中で、この1,000億、あと100億円伸ばすというのはどうしたらいいのかということ、どのようところで目標の1,000億円にしようとお考えなんですか。それが、やっぱり農業ルネサンスの一番大きい課題だと思うんですけれども、いかがですか。

興石農政総務課長 ただいまその答えを探るべく、改定検討委員会でご議論をいただいているわけでございます。大きな論点の1つは、農業の6次産業化。今まで、農家というのは、ややもすると、消費者ニーズを踏まえた生産が多少どうだったかなという面もありますし、それから、今後は、生産のみならず、加工や販売を一体となつてとり行うことによって、農業生産のみならず、農村の活性化、そこには新たな雇用も生まれます。

私、ちょっと、テレビで見た例なんですけれども、その形がベストかどうか知りませんが、九州の大村では、ある冷凍食品会社が、東京都内の一流のホテルと提携して、そのシェフのレシピによってコンソメをつくる。そのコンソメは当然、大村の地元の農産物あるいは水産物を使う。雇用は地元の人たちの雇用をするということで、農業の6次産業化は、単に農業生産額の増加にとどまらず、地域雇用の創出など、地域の農村の活性化に非常に貢献することだと思っています。

ですので、1つの視点ですけれども、例えば、今後の山梨における6次産業化のあり方みたいところで、今、検討いただいております、その検討を踏まえて、県として方策を策定してまいりたいと思っております。以上です。

小越委員

もう1つ、私が心配なのは、去年のこの資料によりますと、先ほど、お話しさせていただきました、ブドウのべと病。このブドウの栽培面積、結果樹面積同様ですけれども、長雨やべと病によって、生産量は前年比89.1とかなり減少したと。しかし理不尽なことに、単価が113.5%と、かなり大きく上昇したため、ブドウの生産額は上がっているんですよ。だから、これはどうしたことなのかと聞きたいんですけれども、ブドウのべと病で生産の量が少なくなったのに、生産額はふえているんです。これはどのようにしてこうなったと思いますか。

興石農政総務課長 すみません、これも確たる統計資料があるわけじゃないんですけれども、私、昔、青森が台風で大損害を受けまして、べと病の比ではないぐらいのすごい損害を受けたときに、リンゴの生産額は、史上最高を記録したという記憶がございます。これは市場原理で、需要は供給量が少なくなると、例えば供給量が3割減って、価格単価が4割上がるのは、わりと世間にあることなのかなと思います。

小越委員

だからこそ、これでいくと、つくればつくるほど価格が暴落するということのあらわれかと思うんです。少なければ、高くなってしまったんですよね、これは、少ないから。つくればつくるほど価格が下がると、農家の皆さんは生産意欲がなくなります。そして全体の、先ほどの農村の活性化につながらなくなってくると思うんです。この価格の暴落を防ぐための手立てというのは、どのようにお考えなんでしょうか。

興石農政総務課長 ご存じのように、日本は少子高齢化で、国内需要の増大は、農業に限らず、あらゆる部分で望めない状況だと思います。そこで、国も農産物の輸出額1兆円を目指して、政策を打ち出しているわけです。攻める農政ということだと思います。

これもリンゴの例で恐縮なんですけれども、リンゴの場合は、生産量に占める輸出の額の割合がかなり多いものがございます、輸出することによって、需給調整ができるということがあって、需要量をオーバーするものにつまみましては、東アジア等への輸出でカバーできれば、輸出による所得と国内価格の安定、二兎を追ってうまくいくかどうかかわかりませんが、可能性とすれば、両方が成り立つと思っています。

小越委員　　それで、先ほどお話がありました農産物の輸出ですけれども、目標に対してどうするかです。たしか輸出額は10億でしたっけ。10億に対して、今、2億でしたか？

興石農政総務課長　はい、2億5,000万円。

小越委員　　2億5,000万円ですね。今、この風評の状況もあります。モモのシンクイガの話もありました。平成28年までにあと10億、どうやって輸出をされる予定なんですか。

小野農産物販売戦略室長　輸出管理のご質問でございますので、私のほうから答えさせていただきたいと思います。現状、委員おっしゃるように、2億5,000万でございますが、目標10億ということでもあります。現状、知事のトップセールスや、香港、台湾、輸出先での販売促進活動、そういったものを積極的に行いながら、輸出促進に向けて取り組んでいるところでございます。以上でございます。

小越委員　　たしか、本会議の中で、輸出のところが50%減っているとご答弁があったかと思うんです。今後、ここの輸出によって、多分、先ほどの暴落しているところを、価格調整で、輸出で何とか、物をさばっていくと。そして、価格を安定化させていくというのだけで、私は、農産物の価格、ブドウや桃のところの価格が高くなっていくとは、なかなか考えにくいと思うんです。輸出がそんなに伸びていくとは思えませんし、そして、つくればつくるほど、農家の皆さんの生産額が下がって、収入が減ってしまう。それはやはりこの農業ルネサンス大綱を大もとから考え直すように、この1,000億をどうやってつくれるか。あと100億伸ばすということ、やはり、もうかる農業のところをよく考えてもらいたいと思うんです。

暴落を抑える、やっぱり価格保証制を考えないと。私は、つくればつくるほど、ブドウのおいしいものをつくっても、安くたたかれてしまうと、それはつくっていくことにならなくなると思うので、価格保証制度をやっぱりここで導入しない限りは、ここのお金が、生産額がふえていかない。農家の皆さんの気持ちも高まっていかないと思うんです。ぜひご検討いただきたいと思っています。

最後に、農業ルネサンス大綱を今年考え直す上で避けて通れないのが、部長、TPPの問題だと思います。TPPが、今回6月を先送りしたと言っておりますが、菅総理大臣はじめ、11月、そして年明けにも、また再開という方向が出ております。TPPに参加した場合に、山梨県農業ルネサンス大綱はどのようになるのでしょうか。

興石農政総務課長　TPPの今のご質問は、TPPの見通しが立っていないときに、なぜ、今改定かという主旨でよろしいでしょうか。

小越委員　　違うよ。違います。

興石農政総務課長　すみません、もう1回。恐れ入ります。

小越委員　　もう1回聞きます。TPPが今、この局面を迎えていく中で、TPPに、もし参加をしたとすると、山梨県農業ルネサンス大綱はどのように変わってくるんですか。今のルネサンス大綱の中身も含めて、変わってしまう。変わらされてしまうんですけれども。

興石農政総務課長 すみません。段階的にお話ししたいと思います。今の状況で策定をどうするかということからお話ししたいと思います。ご存じのように、去る5月、政府は、ご指摘のように、被災した農業者や漁業者の心情などを総合的に検討するとして、実質的に参加の判断時期を先送りしたところでございます。また、昨年11月に、包括的経済連携に関する基本方針で決めておりました、6月の基本方針とか、10月の行動計画も、工程を撤回しまして、復興の状況を勘案しながら、新たに工程を決定するとしたところなんです。このように、TPP協定の交渉参加の判断時期自体が先送りされました。もう1つは、国の農業分野におけるTPPへの財政措置を含む対応策なども示されていません。

ということで、現時点で、県として、例えば、農業生産額にどのような影響があるかというようなことを推定することは困難となっています。こうしたことから、今回のルネサンス大綱の改定に際しましては、TPPの具体的な影響を明らかにした上で改定を進めるのは困難であると承知しておりますが、本県農業や農産コミュニティに大きな影響を与えられらるるので、TPPに対する国の動向を注視しまして、今回の改定にかかわらず、今後、改定の後も、適時適切に必要な応じて見直してまいりたいと考えております。

小越委員 ということは、TPPにもし加盟した場合、農業ルネサンス大綱をもう1回つくり直すということですか。今の答弁でいきますとそういうことですか。

興石農政総務課長 今回の改定は、改定検討委員会というような組織を立ち上げて、その方々の意見も踏まえた上でということなんですけれども、実は、今回に限らず、その前にも、必要な時点修正はしております。そういう検討委員会をつくるかどうかは別にして、今回の改定以降、今後また改定することを否定するものではない。今の段階で、それは改定するとも、改定しないとも申し上げられませんけれども、今回改定すれば、そのまま、ずっと4年間続くんだよというものではないということでございます。

小越委員 部長にぜひお伺いしたいんですけれども、TPPに参加するとなると、山梨の農業はどのようになるとお考えなんでしょうか。部長にお聞きしたいんですけれども。

何で部長なのに、部長で、課長さんが出てくるんですかね。部長と言っているんですけどね。

興石農政総務課長 すみません。ご指名です。

小越委員 ご指名していませんが。私のご指名、部長ですよ。

興石農政総務課長 お話ししたいと思います。農林水産省の試算なんですけれども、この試算は、あくまでも、全世界を対象に直ちに関税を撤廃し、何らの追加対策を講じない場合という前提です。ですので、TPPの相関関係はそれなりにあると思うんですけれども、どういうふうになるかは、私ははっきりわかりません。

そういう前提の中で、関税率10%以上、かつ、生産高が10億円以上の19品目の農産物について試算を行ったところですが、本県の主要品目である、桃、ブドウ、スモモは影響試算が行われておりません。このため、農林水産省の試算の手法で本県農業への影響額を推計することは困難であります。

しかし、農林水産省の試算では、米や乳畜産物への影響は大きいとの結果も出ているため、本県の米農家や畜産農家等への影響も相当程度、あるものと推察されます。また、農村のコミュニティ、あるいは国土保全、あるいは農村景

観など、農業の持つ多面的機能にも大きな影響を及ぼす可能性がある」と承知しております。

小越委員

なぜ、部長がお答えにならないのか、部長のお考えはないのかと私は思うんですけれども、農業ルネサンス大綱は、山梨県の農業の一番根幹的、基本的な政策だと思います。その中でTPPが来たら、今、課長のご答弁がありましたけれども、少なからぬ影響が山梨県にあると。大規模化を図ろうというふうに今、やっています。でも、大規模化といっても、規模的にはとてもかないっこないです。その農業のところの生産の、今、1,000億円を目指すと書いていますけれども、それはどうなるのか。TPPによって、これはかなり不透明になってくると思うんです。

だったら、農業ルネサンス大綱をつくり直す上で、山梨県として積極的に、受け身ではなく、TPPには加盟するべきではないというふうに、はっきり表明して、農業ルネサンス大綱をつくっていくべきじゃないでしょうか。部長、お答えください。

部長は意見がないんですね。そういうふうに、じゃあ、部長は考えがないということ。

興石農政総務課長 すみません。答えが重複する部分があるんですけれども、まず、影響が確かに相当程度あると。ただ、具体的にどういう影響かははかれないんです。というのは、農水省自体の推計も、全世界を対象に直ちに関税を全廃すると。しかも、何ら追加対策を講じない。国のレベルですから、いいんですけれども、こういう前提で県レベルでやるというのは非常に難しい。

例えば、こういう説もあります。国が品目別に示した減少率を、そのまま、県の減少率に当てはめたらどうかという議論もあるんですけれども、例えば米は90%減少と言われているんですけれども、都道府県によって、みんな置かれている事情が違うものなので、例えば本県のように、自家飯米農家が多くて、販売農家が少ないというような県と、本当に米の販売で生計が成り立っている農家が多いという県とでは、減少率が全然違うと思うんです。

そういうようなことがありまして、なおかつ、先ほども言いましたけれども、国の財政措置を含む対応策も示されていないという状況下の中で、それを前提として、今後どうやっていくかという議論は、今後の議論をするのに必要な、それなりの精度の高いデータがないということがありまして、なかなか、具体的な対応策については語れないというのが現状です。

小越委員

これで最後です。私が言っているのと全然かみ合わないんですけれども、このTPPで、この山梨の農業をどうするかというところの、今、一番の岐路に立たされている。それを山梨県の農政部として何の意思表示もなく、主張もしなくて、ただ、それが来るかどうか考えていますと。それじゃ、やっぱり山梨県の農業が守れないと思うんです。それは農政部として責任を転嫁して、どこか無責任じゃありませんか。私はそう思います。

TPPに対する農業ルネサンス大綱と一緒に、ここで私は、TPPには加入すべきでないというふうに、山梨県が積極的に農政部として主張しなかったら、ほかの県では、やっています。なぜ山梨県はやらないかと思います。農政部の姿勢が今、あらわれていると私は思いましたので、それをしっかりと受けとめておきます。終わります。

主な質疑等 産業労働部関係

※第66号 平成23年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

(地場産業市場獲得支援事業費について)

山下委員

それでは、2つほど聞かせてください。産7ページのマル新の地場産業市場獲得支援事業で、地場産業企業力強化支援事業費の3番のデザイン短期講座の開催で、ここに書いてあるとおりになんですけれども、もうちょっと具体的に説明ください。

藤本産業支援課長

山下委員のご質問にお答えいたします。ここで、ご説明する地場産業市場獲得支援事業につきましては、1と2で2段分けにしております。1番目が地場産業ブランド海外戦略支援事業、2番目が地場産業企業力強化支援事業でございます。地場産業の繊維とかジュエリーなど、デザインが重要な要素となる産業につきましては、タイプを3つに分けて考えています。

まず1つのタイプというのが、オリジナルブランドを既に立ち上げて、販路拡大戦略等に取り組み、国内で成果を上げ始めている企業の海外への取り組みに対しまして支援をしようとするのが、1番の地場産業ブランド海外戦略支援事業でございます。

それから、2番の地場産業企業力強化支援事業につきましては、繊維産業などに多いんですけれども、技術力はしっかりしていることが認められているが、ただ、他社や有名ブランドのブランド名を使って製品を出すOEMへ移行している企業とか、オリジナル商品の開発をしようとして取り組みを始めている企業に対して支援をしようとするのが、企業力強化支援事業でございます。

タイプ3というのは、下請企業、従来の下請型生産を続けている企業ということで、この3つに分けて、2つのタイプに対してそれぞれ1番と2番の支援を行おうとするものでございます。

この中では、具体的に個別の事業が6点ほど組み立ててございます。まず対象企業選定会議を行います。これは2番の地場産業企業力強化支援事業費についても共通しているものでございますが、意欲のある企業の中から、具体的な企業に対して、外部委員をまじえ、経営コンサルとか、中小企業診断士を委員とする選定会議の中で企業を選択しようとしてございます。それら選択された企業に対しまして、海外進出の可能性分析ワークショップとか、先ほどご説明申し上げましたけれども、最後のデザイン短期講座、ミラノで短期講座を開講するという組み立てがしてございます。以上です。

山下委員

ずっと海外の地場産業の進出に向けて取り組んでいくという、1番、2番、3番と、それは十分わかります。

問題は3番目なんですけれども、僕は逆にそこをもうちょっと説明してもらいたかったんです。要するに、20名の方々をヨーロッパ最大級のヨーロッパデザイン学院のミラノ校というところに1週間ぐらい短期留学をさせるということだよ。要するに、1週間なんだから、実際勉強するのは大した時間ではないんですけども、そういうことをやりましょうと。じゃあ、具体的にこの1週間、どういう予定になっていますか。

僕が調べたところによれば、ミラノ校というところは、大体1年間とか3年間の計画になっているんですよね。相手はイタリア人で、英語でしゃべるわけなんですけれども、どういうふうにその1週間過ごさせるんですか。だってヨーロッパに行っても、行き帰りは間違いなく機中泊なんですから、中身はたっ

た5日しかないですよ。その5日間でどうやって勉強するんですか。その辺を具体的にちょっと教えてください。

藤本産業支援課長 デザイン高度化支援、ミラノでのデザイン短期講座でございますが、講座そのものを7日間の講座で設定してございます。講座の開設期間につきましては、対象と考えております、織物、ジュエリー、伝統工芸などの事業者と、事業を構成する段階で相談、協議をしてございます。そんな中で出てきた話が、小規模企業とか個人事業主が多く、職人の方あるいはデザイナーの方が長期間にわたって海外へ出張、派遣されるということはなかなか難しいというお話がございました。

受け入れ先である、IED、Institute Europe Designという学校でございますけれども、ここで最短で一定の成果が得られる期間はどのくらいであるかという相談もした結果、最低で7日間。この7日間というのは、みっちりスケジュールが組んでございます。最初の1日目がオリエンテーションやイタリアのデザインの基本的なことを学ぶ日でございます。残り6日のうち5日間はワークショップを予定しております。

このワークショップは講義を一方的に聞くだけではなくて、参加者、生徒が参加しまして、それを一緒になって検討して、物をつくり上げていくワークショップでございます。このワークショップに、ミラノに持ち込むものにつきましては、あらかじめ国内でワークショップを開いて、デザイナーをまじえた総合プロデューサーを2名招聘してございます。この人たちとともにワークショップを経て、2月ごろに予定しているわけでございますけれども、このミラノのIEDへ行ってまたワークショップをするというふうに考えておりますので、決して7日間で不足するという事は考えておりません。以上です。

山下委員 これは、多分、472万円ですから、単純に20名だと、1名に与える金額が20万ちょっとなんだよね。ということは、当然、渡航費は自前持ちで、1人頭20何万円というのは、授業料だけに充てるということなんだよね。ちょっとその辺の経費の部分を教えてください。

藤本産業支援課長 このデザイン短期講座につきましては472万円でございますけれども、内訳は、講座開設をIEDというデザイン学校に委託します、この講座開設費が432万円となっております。山梨県の地場産業である繊維、ジュエリー、伝統工芸等を対象としたカリキュラムを組んでいただいて、7日間の講座を開設してもらった経費というか、今後、ワークショップの場で通訳が入りますので、通訳を含めた経費が432万です。それから、差額の40万円につきましては、県のデザインセンターから1名職員を派遣するという事で、この旅費が40万円としています。以上です。

山下委員 今聞いていたら、基本的に渡航費は自前持ち、授業料だけを県のほうで持ってくれますよと、こういう話なんですね。僕は、正直言って、ぜひとも大いに外へ出るべきだと思っているんですよね。ただ、外へ出るにも、1週間という期間の中で本当に実のあるものができるのかどうなのか。確かに今言うように、企業が職員を休ませることができないこともあるんだと思うけれども、だけど、やっぱりそんなにちょろちょろやっても、いいものが育つかどうかなんていうのはわからないわけですよ。

逆に言えば、もうちょっとリミッターを上げて、グッドデザイン賞をとるとか、それなりの賞をとった人たちを限定して、そういう山梨県のトップランナーを1年間ぐらい留学させて、それで戻ってきてもらって、また新しい時代の流れをつくってもらおうとか、新しいデザインを考えてもらおうとか、そういうふ

うなことのほうが僕は実になるんじゃないかと。

ちよろちよろ1週間だけ観光気分で行って、それで、学んできたというよりは、そういうことを僕はぜひとも考えるべきじゃないかと思えます。答弁は結構ですから、もう予算も上がっていることですから、これを大いに今年やってみて、検証していただいて、来年度予算において、本当にそれがいいのかどうなのかよく検討していただきたいと思えます。

(ものづくり産業海外展開・成長分野進出促進事業費について)

じゃあ、もう1問。産3ページのものづくり産業海外展開成長分野進出新事業、これもマル新で、この3つがワンセットになっている事業だと思います。

この事業は県単独、あるいは民間の人たちと相談しながら、こういう事業を考えたのか、それとも、JETROみたいなところと話をして、それで、そういうところと連携してやろうとか。後で答弁によって聞きますけれども、国の補助金なんかも結構あるわけですね。

そこで、この事業をまず、つくり出していった過程というか、県が単独で考えてつくったんですか。それとも、JETROと絡んでやっているんですか。ちょっと教えてください。

内藤海外展開・成長分野推進室長 ただいまの産3ページのものづくりの3つの事業なんですけれども、このうちの2つ目のものが海外市場環境調査ということで、どんなことをすべきかというところを、JETROから紹介を受けた会社さんと相談をさせていただいた経緯がございます。一番下の100万円の事業につきましては、このような貿易海外展開に実務経験のある方を講師として招いたセミナーが必要ではないかということについて、これは県内のコンサル等々と相談した結果でありまして、そこについてはJETROさんとの相談ではありません。ですから、JETROさんと相談したと言えるものは、この2つ目の事業だけとなります。

山下委員

これも基本的にはやっぱりなかなか難しいと思うんですよね。何て言ったら、とりあえずは海外で市場調査して、それでやっていこうと。しかも、新分野で、今、向こうの国がどんな状態なのか、それが要するに、山梨県がやっている産業とマッチするかどうか、それを市場調査しながら、これからどういふふうにしていこうかと、今回が最初のきっかけづくりの話となるわけですよ。

ただ、皆さん方だって優秀だと思うんですけども、やっぱり海外となってくると、実際の話、なかなか話は違ってくると思う。だから、僕はもうちょっとJETROのようなところと提携したほうがいいと思うんです。国の補助金でご存じだと思いますけれども、ローカル・トゥ・ローカルとかね。富士吉田が昔、15年ぐらい前に、繊維や、ネクタイで少ししたんですけれども、山梨県はそれ以降あんまり絡んでいないようです。富山県だとか、今、ローカル・トゥ・ローカルというのは、地域間交流支援事業と言って、かなりいろいろなことをやっているんですよね。医療とかといった、いわゆる地場産業だけではなくて、いろいろな形で海外とこっちのかけ橋になって、新しいものをつくり出していこうと。内藤室長さんは多分ご存じだと思うんですけど。

やっぱりそういうものを最終的に目指しながら、こういう事業を進めていくという格好をとっていかないと、ただ単に、何にもなくやみくもに行って、調査をしました、それが出てきました、はい、こうでした、マッチングはだめでした、あとは企業さんがやることです、となってしまうたら。やっぱり最終的に何がどうなるのかということをもう少し研究して欲しいんです。

市場調査も結構です。だけど、その次には何があるのか、その先ぐらいまで読んでやっていかないと。結局は企業間同士のやることなんだから、あくまで

もその手前までしか県は連れていけないんだけど、でも、あえて県が前を向いてやっ払いこうというんだったら、その辺の国の補助事業に対してひとつ考えながら、ぜひとも取り組んでいただきたいなということですからけれども、感想だけで結構です。

内藤海外展開・成長分野推進室長 確かに委員がおっしゃるように、当方だけの知識、状況だけでなかなか進まない海外展開について、最適な状況、最適な環境を事業者さんに提供できるかという部分はなかなか難しい部分もあると思っています。

委員が言われました、JETROさんのほうで地域間交流支援事業を今年度14カ所、過去から続いているものも含めて、事業をやっておられます。この事業については、当方の産業が集積している地域と、海外の同様の産業が集積している地域の連携を進めて、共同開発とか、共同で市場開拓をしていこうというふうな趣旨が主です。

この事業の応募の条件といたしましては、基礎的に相手の地域とある程度の連携ができていて、そこと一定のビジネスの方向性が一致していることという部分が応募の条件になってございます。ここの部分のきずなとか、基礎的な部分が構築できれば、これはJETROの事業なんですけれども、3分の2までJETROのほうで出していただいて、3分の1程度が地元の負担ということになりまして、今後はそういう道にも行けるように努力していきたいと、そういうことでございます。

山下委員 はい、結構です。

(緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費について)

鈴木委員 1点ちょっといいですか。先ほど説明を受けたんですが、産9ページの緊急雇用のところで、1番と2番の積算をちょっと教えていただきたいと思います。

塚原労政雇用課長 委員ご質問の新卒未就職者の就職体験支援事業ということでございます。これは卒業して3年以内の未就職者を対象にいたしまして、雇用期間が8月から来年の3月までの6カ月間、約40名の方を対象に研修生として雇用するということです。

実施の方法につきましては、就職支援会社のノウハウを活用し、まず、就職支援会社で一旦雇ってもらい、新卒者ですので、まずビジネスマナーやOAなど、事前に基礎的な研修を受けていただく。それから、その方の適性に合った就職先を探していく。それから企業に行って、企業内の研修を受けながら、実際に働き、そことマッチングがうまくいけば、そのまま就職できる場合もあるという支援事業でございます。

今回、委託するのが、金額的に9,600万円余であるんですけども、雇う40名分の人件費と研修費で大体9割方です。事前研修と企業での研修もこちらのほうで負担をする組み立てになってございます。以上でございます。

鈴木委員 今、研修費という話がありましたけれども、40名ですよ、これで1人当たり幾らかかるんですか。

塚原労政雇用課長 まず、企業外研修、OffJTと言うんですけども、それが一人15万円を予定してございます。それから、就労先の企業での研修費を一人10万円を想定してございます。以上です。

鈴木委員 そうすると、この事業は元請けとなるということなのか。要は企業を紹介する元請みたいなのがあるということですよ。これはリベートか何か入るんで

すか。

塚原労政雇用課長 当然、就職支援会社を通しますので、そこで、要は、就職を希望する方を募集する経費であるとか、それから、マッチングするために、キャリアカウンセラーが中に入って聞き取りをすとか、実際、企業へ研修でいった後もフォローアップをしますので、そういう経費が大体10%ぐらいとってございます。以上でございます。

鈴木委員 じゃ、続いて、2番をお願いします。

塚原労政雇用課長 続きまして、東日本大震災の関係で、県内に避難されている皆さんの就職の関係でございます。6月23日現在でございますが、県内に避難されている方が821名おり、そのうち、就職を希望されている方が、6月15日現在で104名ございます。実際就職が決まった方が、今、現在18名という状況でございます。まだ100名ほどの方が、就職はしたいんだけど、なかなか就職先が決まらないという状況です。

被災者の方が避難されたときに、早速、県内の経済4団体に被災者向けの雇用を確保してほしいと要請をいたしました。そのかいもあり、求人数は現在258名ほどの分を確保しておるんですが、職種の関係だとか、また被災者の方は、いずれはふるさとに帰りたいという思いもあって、就業の期間が不確定だということもございまして、なかなかマッチングしないという背景がございます。

そこで、今回、この緊急雇用のために、国のほうから交付金として、1億5,000万円の新たな交付金の追加があり、それを活用して、被災者向けの雇用を創出するという事です。今回、このお金を使いまして、40名分の雇用を確保するという事です。

こちらのほうは、雇用期間が今年の8月から1年間を想定して、債務負担行為をお願いしたところであるが、1年間の雇用をするということでございます。こちらのほうは、もともと働いていた方なので、研修とかそういうことはせずに、実際にマッチングして、すぐに就職先に入っていただくということで、事業費のほとんどは給料や社会保険料というものを想定してございます。

鈴木委員 これもよくわからないんだけど、先ほど言ったように、821名いて、104名のうち決まったのが18名。40名というのは、そうすると、これとは別につくるんですか。よくわからない。

塚原労政雇用課長 説明がちょっと不手際で申し訳ございません。今現在、就職を希望されている被災者の方が、避難されているのは821名で、そのうち100名の方が就職を希望されている。今までマッチングをハローワークが中心でやっているんですけども、そこで就職が決まったのがまだ18名ということで、現在、100名ほどの方がまだ就職先が決まらないという状況でございます。

また一方で、民間企業の被災者向けの求人もございます。それは258名分あるにはあるんですが、なかなかうまくマッチングしないという状況もあり、ここで新たにこういう支援事業として、人件費をすべてこちらで持って、企業に入っていく形となるので、わりかし就職しやすいということもあり、1年間の雇用をお願いするという事でございます。

鈴木委員 そうすると、258名分のうちの40名がこの金額に当たると。 そうじゃないんですか。違うの？

塚原労政雇用課長 すみません。258名というのは、あくまでも民間企業が被災者を雇いたいということで求人票を出している数です。それとは別に新たに、今回40名分の雇用を創出する、プラスアルファです。この中から被災者の方に選んでいただくということを考えています。

鈴木委員 今からするということなんですね。

塚原労政雇用課長 はい。

鈴木委員 じゃ、そのように理解をします。わかりました。

(ワインやまなしブランド推進事業費)

保延委員 産6ページです。今、ワイン産業の現状についてお伺いをしたいんですが、聞くところによりますと、安価な輸入ワインが国内市場にたくさん出回っております。また、長野県など、国内の他産地からも高品質なワインづくりが進み、県産ワインを取り巻く現状は大変厳しいものとなっている状況だと思います。まず、そこで、出荷量や国内シェアなど、現在の本県のワイン産業の状況についてお伺いをいたします。

藤本産業支援課長 ただいまのご質問にお答えいたします。最新の国税庁の調査結果が出ており、国税庁の統計情報によりますと、ワインの国内の流通量は25万キロリットルと、前年に比べ1.6%微増という状況でございます。その内訳を見ますと、輸入ワインが16万7,000キロリットル、構成比で見ますと66.8%、3分の2が輸入ワインという状況でございます。国産ワインが残り8万3,000キロリットル、構成比が33%、3分の1という状況でございます。国産ワインのうち、山梨県産ワインを見ますと、県産ワインの流通量は2万5,000キロリットルで、8万3,000に対しまして、国産ワインに対するシェアというのは30%です。輸入ワインを含めました全体の流通量に対しましてシェアは10%となっています。以上です。

保延委員 現状は本当に厳しい数字でありますけれども、こういった現状を踏まえまして、現在、県ではどのような施策を考えておられるのか、具体的にご説明をお願いします。

藤本産業支援課長 ただいまのご質問にお答えいたします。現状どのような施策をとっておるかというご質問と理解いたしました。県では、輸入ワインのシェアが、先ほど申し上げましたように、3分の2であること、それから、長野をはじめとする国内産地の追い上げ、醸造用ブドウの生産も減少しているという状況を分析しまして、課題として4つの項目を挙げてございます。1つ目は消費拡大に向けた取り組み、2つ目はブランド化、3つ目が国内・海外への販路拡大、4つ目は高品質化。これらの課題に取り組もうということで、事業を構成してございます。まず消費拡大への取り組みといたしましては、毎年11月に東京の日比谷公園、それから、小瀬スポーツ公園で開催している山梨ヌーヴォーまつり、これを支援するやまなしヌーヴォー推進事業を行っております。また、ブランド化、それから、国内・海外への販路拡大といたしましては、東京での県産ワイン試飲商談会の開催への支援、それから、ソムリエやホテル支配人などを対象に、高品質な県産ワインをPRいたします県産ワインPR事業、さらには、イギリス・ロンドンでの甲州種ワインのプロモーション実施を支援します、甲州ワイン海外プロモーション支援事業などのワインやまなしブランド推進事業を推

進しております。

さらに、高品質化への取り組みといたしましては、ワインの品質向上を目的に実施しております、国産ワインコンクールへの支援事業、それから、小規模ワイナリーの醸造技術向上を目的といたしました、ワイン醸造技術支援事業、国外のすぐれた技術を県内に普及するために県職員を海外に派遣するワイン生産技術導入事業などを実施いたしております。以上です。

保延委員

今お聞きしましたら、さまざまな施策を講じてやっけていただいているわけがありますけれども、いずれにしても、ワインは、ほかのアルコール飲料に比べて、消費がまだまだ少ないわけです。最近、結構、甲州ワインも見直しされて、だいぶ品質的にはよくなっておりますので、ぜひ甲州ワインの商品拡大に力を入れていただきたい。いずれにしても、そういったワインが売れなければ、山梨県のワイン産業も農業も衰退をしてくるわけでありまして。今聞いておりますと、新酒祭り程度しか支援がないようでありますので、ぜひ国内のワインの消費拡大に力を入れていただきたいと、そんなふうに思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

藤本産業支援課長 ただいまのご質問にお答えいたします。県で実施しております消費拡大というようなことで、山梨ヌーヴォーまつりをご説明させていただきました。確かに委員ご指摘のとおり、消費拡大がヌーヴォーまつりだけでは寂しいのではないかとということですが、これ以外にも販路拡大として行っております、東京でのワイン商談会等も消費拡大にはつながっているものとは理解しております。いずれにいたしましても、今後、消費者ニーズに、あるいは環境変化、先ほど委員から指摘がありました、長野とか山形等のワインの拡大もありますことから、消費拡大につきましても、業界のご意見を伺う中で、検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

(海外展開企業取引開拓促進事業費について)

小越委員

すみません、まず産3ページ、ものづくり産業海外展開成長分野です。先ほどもご説明があつて、海外進出のところが3本並んでいるかと思うんですけれども、今回の予算は海外進出のブランドというところが顕著に出た予算かなと思っております。

少しお伺いしたいんですけれども、このセミナーは多分、セミナーを開催して、広く多くの方々に海外の状況をお話するんだと思うんです。2番目のところは、先ほどお話がありました、市場調査ということで、委託して、そこに行つて、調査をすると。

3番目のところは、100万、これは個人の企業がしたいときに出すお金なんでしょうか。海外展開企業取引開拓促進事業費というのは、例えば、私の企業が海外取引をしたいと。だから、アドバイザーの人をお願いして、支援をしてもらいたいという場合に、100万というのは、企業に対してお金が出るんですか。

内藤海外展開・成長分野推進室長 3番目の海外展開企業取引開拓促進事業費の100万円ですけれども、ここについては、3名のアドバイザーの先生をお願いする予定でございます。ここについても、セミナー形式で相談に乗っていただくということを考えております。個々の企業、何社かの企業さんが相談会に出席はされるんですけれども、その企業のためにということではなく、100万につきましては、アドバイザーさんの人件費、それから、来ていただくための旅費その他でございます。

山梨県はやっぱり機械電子が主要産業ですから、それが工場ごとベトナムに行ったほうが、それはもうかる、販路拡大すると最終的に結果が出て、企業がそうしますよということになりますと、何のための予算だったかということがありますので、そこはいつもチェックをして、考えておいてもらいたい、ちょっと心にとめておいてもらったほうがいいのかと思っています。

もう1点お聞きしたいんですけども、産8ページの債務負担行為、成長分野の企業のお話です。本会議でも質問がありましたけれども、これ、産業支援課ですので、産業振興ビジョンにある、この産業振興部門のところで、農業とか観光とか医療などとは関係ないんだと思うんですけども、8,000万で何社ぐらいを予定しているんでしょうか。

藤本産業支援課長 債務負担行為の限度額は8,000万円ということでご説明申し上げましたが、成長分野への進出を促進するために、タイプを2つに分けて補助金を設定してございます。まず、1つ目が、県内の成長分野のものづくりをリードし、中心となり得る企業が、中核技術や中心となる製品の開発を行う場合は、補助額の上限を2,000万円とし、補助率は3分の2を予定しております。例えば、企業が3,000万円の研究開発を行う場合には2,000万円まで助成されるということになります。この企業を3社予定しており、これで合計6,000万です。

2つ目になりますが、相当程度の技術力を擁する下請企業が、高度な基盤技術とか、部品、素材等を開発する場合、これは補助額の上限は500万円を予定しており、補助率は2分の1でございます。例えば、企業が1,000万円の研究開発を行う場合には500万円まで助成する。上限ですので、これ以下という場合もございしますが、この企業につきまして、4社を予定しております。この計が2,000万円ということで、3社と4社をそれぞれ2つのタイプを予定しておりますので、企業数は少ない場合で7社ということにさせていただきます。1社当たりの研究費がこれ以下で申請がされて、交付決定がされた場合には、予算の範囲内ですので、この企業数を上回るということは考えています。以上です。

小越委員 今、リードする会社が3社、それから下請で、高度な基盤とか部品などの素材開発をするのが4社ということですけども、3社とか4社というのは、どうやって選定するんですか。手を挙げた会社はすべてオーケーになるんでしょうか。

藤本産業支援課長 この補助金は企業に対して支援するものでございますが、企業が行う成長分野への研究開発を対象に支援するものということになっております。企業が行おうとする研究開発が成長分野の取り組みとして適切なものであるかどうかということにつきましては、審査委員会を設けています。この審査委員の構成につきましては、大学の教授あるいは中小企業診断士等を予定しておりますけれども、この審査委員会におきまして、技術面、それから、経営面、財務面の審査を経て決定するというふうに考えております。

小越委員 その財務面のところで心配なのは、研究開発するお金もなくて、何とか経営を回している中で、でも、新しく成長分野で研究開発して少し活路を見出したときに、赤字の企業とか、税金を滞納しているとか、そういう会社でもオーケーなんですか。

藤本産業支援課長 この研究開発が成功するかどうかということは、経営の専門家等のアドバイスをもとに決定いたしますので、財務体質がよくない会社等は、当然、審査

委員会の評価は低いんだと思います。この資金そのものが競争資金という認識をしておりますので、採択に至る可能性は低いものかなと考えています。以上でございます。

小越委員 もう1つ聞きたいんですけども、この成長分野で、債務負担の期間は2年ですけれども、2年たって、芽が出てきたというか、これは行けそうになったときには、また次に行っているかもしれないけれども、一方で、これはだめだったとかというふうになったときにはお金の返還はあるんですか。

藤本産業支援課長 研究開発の製品化が成し遂げられたかどうかにつきましては、今年度、債務負担行為の承認をいただき、来年度、現計予算、当該年度の予算に計上いたしますので、この中で、補助金の最終的な手続としまして額の確定をするときに、研究開発がものになったかどうか、あるいは交付いたしました費用が適切に使われているかどうかということは、審査の対象にさせていただくものでございます。以上です。

小越委員 ということは、審査の対象のときにやって、その後、ものになった、またはものにならなかった……、ものにならなかったという言い方は悪いですけども、そのときには補助金の返還を命ずることはなく、出しっ放しでいいということですね。

藤本産業支援課長 補助金につきましては、このところ、まだ要綱ができておりませんので、確定しておりませんが、一般的に、技術開発の補助金につきましては、5年間はフォローアップをさせていただいております。ただ、当該年度で行った研究開発が適切に行われていたかどうかという視点でございますので、5年後にフォローアップした段階で、さらにそれを続けている場合等も考えられます。その当該年度に適切に支出がされていなければ、額の確定のときに例えば半分しか補助金を使っていなかった場合については、当該年度の段階で、交付決定に対してその半分の額の確定をさせていただきます。そのときは、半分の額は対象額ということで交付しないということになりますので、まず第一の段階ではそこできちんと担保しているものと考えています。以上です。

小越委員 成長分野のところに、これが成長分野だというふうにだれが決めるかというのがあるかと思うんですけども、一応、産業振興ビジョンで成長できるのではないかとこのころが幾つか載っていて、7社考えられていますけれども、私、成長したいという会社は、みんな成長したい、もうかるようにしたいと思っていますと思うんです。ただ、研究開発のところのお金がないということなんです。

先ほど、5年間フォローアップするということを含めれば、審査委員会で財務面、経営面のところは少しあるかもしれませんが、あなたのところはいいけれども、あなたのところはだめそうですねじゃなくて、手を挙げた会社にはぜひとも研究開発のお金を出すようにしてもらいたいんです。成長分野のやはりいろいろな方々が可能性を持っていますので。

2,000万が上限ですから、もっと少ない会社もあるのかもしれませんが、多くの会社の方々が成長したいというふうにみんな思っていると思うんです。要綱をこれから定めるようですけども、やりたいという会社にはぜひこれはお金を出すようにして、成長分野を促進するようにやっていただきたいと思います。以上です。

(燃料電池普及促進費について)

白井委員

今回、燃料電池の普及促進費という予算、あるいは情報発信の予算も計上されているわけですが、山梨をいわゆる燃料電池のメッカにしていくという大きな目標の中で、既に大手自動車メーカーではあと四、五年のうちに量販体制に入ると、このようにも言われているわけです。具体的な燃料電池のインフラはともかく、メッカにすると言うんだから、具体的にもう既に自動車の量産なんていうことまでが叫ばれているときに、この普及促進費なるものは、水素ステーション、いわゆるインフラの試験的なものだけということらしいのだけれども、燃料電池のメッカに、この山梨を集積地にしていくには、どういうプロセスを考えているのか。これ、どなたが担当かな。

内藤海外展開・成長分野推進室長 産3ページで、燃料電池、それから燃料電池の情報発信の事業費ということで、合わせて978万円余が計上されているんですけども、白井委員おっしゃるとおり、燃料電池自動車については、平成27年、あと4年ぐらいのうちに、トヨタ、ホンダから量産車が投入されると聞いております。それから、一方で、家庭用のエネファームについては、21年からパナソニックや東芝の製品が既に市場投入されているところです。

山梨県の関連産業はどうかと言うと、今回、燃料電池情報発信・交流促進事業ということで、県内中小企業の燃料電池に関する技術力の向上が図れるよう相談会を開いていくための予算を計上しているところです。また、大手の工場については、燃料電池事業化推進会議というものがございまして、年に2回開催して、そこで、燃料電池関連産業の集積の方法等について、県、それから、大手のメーカー、それから建設会社が集まってご審議をいただいているところです。以上です。

白井委員

今も室長も認めておったように、あと四、五年後には量産化していくんだというんだけど、その一手手前の、燃料電池そのものを自動車会社が、一部の、部分的なものをつくるんじゃなくて、どこかでそういうものをつくるわけでしょう。山梨県で燃料電池のメッカにと言うことは、燃料電池を今、山梨大学で研究していて、それを今度は具体的にいろいろな分野に用途していくためには、燃料電池そのものを、研究開発から具体的な生産という、そのプロセスがあるわけでしょう。それを我が山梨は産業集積としてねらって、あの広大な土地を無償提供しているんじゃないの。

内藤海外展開・成長分野推進室長 あそこの部分の提供というのは、燃料電池の実用化の研究をしていただくこととあわせて、山梨としては、燃料電池の産業の集積と、それから、育成ということを目指しています。実際に燃料電池の製造工場がつくってもらえるかどうかということについては、県内での地域企業力の向上と、それから、燃料電池に関する山梨県の取り組みをアピールする中で、関連メーカーに検討していただけるようにと考えているところです。

白井委員

ともかく、これは研究だけじゃなくて、山梨県ではそれを地場の中小企業か大企業かは別として、この山梨県において燃料電池なるものをいわば製造していくと。今、研究開発をしているわけでしょうが、それを製造して、それが自動車メーカーやいろいろな、例えば家庭にだって使えるものでもあると思うし、また、今からの新エネルギーの一つかもしれませんが、そういう意味で、山梨県の地場の産業とどのような形で結びつけていくのかその辺が全然見えてこないんだよ。一方では、既に自動車はあと四、五年のうちに作る言っておるのに、山梨はどの部分を担っていくのかと。研究開発から、もう自動車メーカーは燃料電池の自動車をつくる言っているけれども、山梨が入り込む余地はどこにあるの？

内藤海外展開・成長分野推進室長 燃料電池という中に県がどう入っていいのかということなんですけれども、燃料電池の関連企業の方にアドバイザーになっていただいて、山梨の企業がどの部分でできるとか、こういうものを考えているけれども、実際に製品として成立するかといった相談会を実施するため、この予算でお願いをしているところです。そうすることで、県内中小企業の技術力の向上が図れると考えております。

白井委員

私は、先日の本会議の質問で、燃料電池生産のメッカを目指す本県が、万が一それを逃すようなことがあってはならないと、私はこういう指摘をしたわけだ。それに対して、そちらでは何と答えた？ 答弁書をもらおうと思ったら、時間がなくてももらえなかったんだけど、燃料電池をいろいろなメーカーや市場でそれを当然利用していくわけなんだけど、山梨はその燃料電池のメッカを目指すと言うんだから、山梨県のいろいろな企業が産業集積としてそれに参画をしていくと言った具体的なものが見えないので、不思議でならない。

一方では、あと四、五年のうちには燃料電池の自動車が量産化されると言われているにもかかわらず、山梨県の地場企業がどういう形で燃料電池の中に参画していいのか、あるいは、研究機関である山梨大学とか、宮前町に何とか研究所があるけれども、アドバイザーが何とかと言うんじゃないで、そこと具体的にどういうパターンというのかな、プロセスというの知らんけれども、どういう形で山梨県の地域産業あるいは山梨県のメーカー、そういうものとマッチングしていくのか。現実には今既に、それが具体的に起こっていないと、どうも時間的にどこかに行ってしまうような気がするんだけど、そういう心配はないの？ 間違いなく、山梨県は燃料電池のメッカになれるの？

新津産業労働部長 ただいまのご質問に私から答えさせていただきます。実は産3ページにあります燃料電池技術アドバイザー設置費事業を通じて、ガソリン車であれば3万点という部品でできているということでございますけれども、燃料電池車は実はもっとずっとシンプルなもので一万点余りとなっております。

燃料電池につきましては、その核心のところのセルの電気をつくるということ以外に、いろいろな分野の周辺の産業が成立するものと考えております。そのアドバイザー設置事業の中では、そうした燃料電池の周辺のいろいろなメーカーの専門家に来ていただき、本県の中小企業の方に加わっていただいて、「こういう分野からは、周辺の産業にあなたの技術で対応できるかどうか、というような形のアドバイスを考えています。

一方、燃料電池の関連の部分に、うちの企業の部品製作に取り組んでいただけないかということをご提案していただくような機会にしたいと考えております。一番いいのは、燃料電池車そのものが山梨県で生産されることがあればいいんですが、そこまでは一気にいけるといことはなかなか想定しづらいわけであるが、その周辺の分野で本県の機械電子産業の強みを生かしていったら、そういった形で何とか、燃料電池関連産業に参入し、こうした取り組みを通じまして、関連産業の育成を進めて参りたいと思います。以上でございます。

白井委員

それは、要するに、既に燃料電池を使って、自動車メーカーは自動車を量産するんだと。今、部長が言っておられるような、燃料電池の周辺のものなのか、本体のものなのか、私はプロでないから全くわからんけれども、少なくとも燃料電池関連というものを、今、私はまだ全く聞いていないわけだ。機械電子産業は私もいろいろと知り合いがいるけれども、燃料電池の仕事を始めましたなんて話、まず全くまだ仄聞もしていない。しかし、現実にはどこかにそういう会社が山梨県に存在しているのか。あるいは、そういうマッチングに対して、この

予算はアドバイザーを設置して、中小企業への技術的な支援を行うと言うんだから、わずか50万円足らずで何の支援をするのか知らんけれども。

もうちょっと、あの広大な土地を提供して、しかも、山梨大学は世界に誇る燃料電池の開発研究機関ですよ。それを山梨県の地場の企業や進出企業と、何とか、一部だとか、全部だとかは別として、今言うように、自動車メーカーがここで燃料電池を使った自動車をつくれるなんて、そんな想定は、部長と同じで、私もしてはいない。そうじゃなくて、燃料電池ないしその周辺というか、関連というか、そういったものを具体的に山梨県の企業が、もう既に具体的に名前が挙がっていたり、あるいは、プロセスとして、既にいろいろな形での参加がなかったら、これはせっかくあのような広大な土地を提供したけれども、燃料電池の産業集積を山梨でというものを逃しやしまわないかということの指摘を先日したわけ。だけど、あんまり定かな答えじゃないから、改めて今日こうやって聞いているんだけど。

たとえ何社でもいいから、具体的に燃料電池の関係に参画をしている会社があるのか、ないのか。知っていたら、何社あるとか、どこどこにあるとか、あるいは、今からこういうふうに燃料電池周辺なり、燃料電池そのものの、製造だとか、専門的に何もわからないが、燃料電池というのはどういう過程で出てきて、どういう製造をするのか知らんけれども、それを目指してあの土地を無償提供しているわけだから、何か山梨に大きな、メリットと言うとおかしいけれども、そういう産業集積が実態として進んでいくという期待を持って今日まできているんだろうし、私どももそういう思いをしているんだけど、その点、もうちょっとわかりやすく、具体的な事例なり内容が答えられませんか。

新津産業労働部長 先ほど申し上げましたが、山梨県が提供しております共同研究室に3社入っているわけですし、そのうちの1社につきましては、県内の企業でございます。これは山梨大学と共同研究をして6年間やっております。先ほどのアドバイザー事業の中でも、6分野ぐらいのところの専門家に来ていただいて、山梨県の企業がこれから産業化できそうな分野を説明していただいたり、技術提供をしていただいたりするわけですが、これまでもありましたし、これからも、燃料電池関連の周辺の機器について、こうした提案をメーカーに対してこういうことをして欲しいというものが当然出てきます。それだけの本県の機械電子産業には潜在的な力があると考えておりますので、こうした中で進出を図っていきたくて考えております。以上でございます。

白井委員 あの研究開発機関に参加しているのは、今、部長は3社という言い方をしておったけれども、いろいろな自動車メーカーや、会社があそこに参加しているという話だけれども、今3社が参加しておいて、そのうちの1社が山梨県の企業だと。そういう意味で、これは間違いなく、知事はじめ、県の執行部が前から言っている、山梨は燃料電池のメッカにしていくという、その可能性は極めて大きな、確実な可能性があるのかないのか、それだけ一言答えてちょうだい。

新津産業労働部長 ご存じのとおり、世界中を含めて、国内では3社が先頭を切っておりますけれども、これは本当に熾烈な競争をしているわけでございまして、どのメーカーが勝ち残るのかというようなことにおいては、周辺のメーカーは全部、だめだったところは全部だめになるわけですから、これは本当に競争であると思えます。我々は、その中でどういうメーカーが残って、その周辺で本県の産業が進出できるようなところを考えていきたいと思っております。

白井委員 わかりました。これで終わるけれども、渡辺先生という、あの方は、トップ

の所長というのかな、その方も笛吹の出身の方だし、住まいは甲府に住んでおるし、ともかくあの広大な土地を貸したのは、それを目指して貸したわけだから、これはもう何としても、山梨県がどこよりも燃料電池のメッカにならないと、これは当然のこと、それなりの責任も出てくるので、その点はしっかりやってください。強く要望しておく。以上です。

討論 なし

採択 全員一致で原案のとおり賛成すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(県産ワインのブランド化について)

高木副委員長

ワインの件です。既にワインの製造を始めて、今、非常に長い年月が経っているんですけども、最近、二世、三世の方たちが非常に頑張っていて、山梨のワインのブランドづくりにしのぎを削りながら、海外でも非常に高い評価を得ているというのが、今日の山梨県のワインの産業の現状だろうと思うんですね。

それをさらにそのブランド力を強めていく、あるいはもっと販路の拡大を図っていくということにしていかなければいけないことだと思うんですけども、民間にもPRしていかなければ当然いけないんですけども、山梨県は各地でいろいろな催しを行っています。そういうときに必ず打ち上げとか、総会とか、いろいろな形の中で、必ずアルコールの出る機会があります。そういったときにぜひ、まずはワインから、ワインで乾杯ということをして。

食わず嫌いという話がありますけれども、飲まないためにワインのよさを知らないという方もいらっしゃるかと思います。そういった人たちに一口でもワインを味わっていただいて、そして、ワインのファンを増やす。それがまた地道にワインの底辺を広げていくということにもつながっていくかと思います。ぜひそんなふうに行政があえて仕掛けていただきたい、そういうふうに仕向けていきたいと、このように考えておりますけれども、その辺について積極的に取り組んでほしいという要望と同時に、その辺について何か具体的な策を考えているようなことがございましたら、所見をお聞きしたいと思います。

藤本産業支援課長 ただいまのご質問にお答えいたします。ワインの消費拡大に対して、あえて行政のほうから仕向けるというご意見かと思えます。その点につきましても、先ほどお答えしたところでございますが、消費者ニーズ、あるいはワインを取り巻く環境に対応して、また、県とワイン業界との役割分担も見きわめる中で、検討を進めてまいりたいと考えております。

ちなみに、先ほどご説明いたしました国税庁の統計資料によりますと、都道府県別のワインの消費量というデータがございます。参考までに申し上げますと、山梨県は、成人1人当たりのワインの消費量は全国1位になっております。成人1人当たり6.63リットル、720ミリリットルに合わせますと、8点何本かです。山梨県の中では比較的多く飲まれているので、私ども産業労働部の中でも、宴会のときはワインというふうにさせていただいておりますけれども、これを県内で続けるのがいいのか。全国の平均が2リットル程度なんです。そんなデータもありますので、消費拡大を展開するにあたって、県内がいいのか、県外でいいのか、こういったことも含めまして検討してまいりたいと考えております。以上です。

高木副委員長 今の話を聞きますと、全国平均からすると3倍ということで、非常に消費の高いことがわかるわけです。ちなみに、ほかのアルコールから比べたらどうかと言うと、まだまだ消費が非常に少ないということだろうと思うんですね。特に赤ワインの健康への効用、まあ、白ワインもそうでしょうけれども、ポリフェノールがたくさん含まれているということで、美容にも健康にも非常にいいという、そこら辺もどんどん行政としてもPRしてほしいと思います。

そして、最近はメディアの利用。広告宣伝をすると非常にお金がかかるんですけども、取材だと非常にお金がかからず、経済効果が大きいということですね。ぜひいろいろな企画を県民から募集して、どうしたら山梨県のワインが全国に、あるいは世界に広まっていくのか。やっぱりワインを飲んでいる方たちもそうなんですが、飲まない方たちでもいろいろなアイデアをお持ちになっているかと思うんです。そういったところの仕掛けをぜひして行ってほしいと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

藤本産業支援課長 ただいまのご質問にお答えします。マスコミ等を利用して、アイデアも県民から募集してということのご意見をいただいたということで、こういう点を含めましても、消費拡大策といたしまして、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

高木副委員長 賞金稼ぎというのはあるんですけども、そういった募集に採用させてもらったアイデアについては、何か賞を出すとか、そのようなことも考えてほしいんです。そういうところの予算化の余地があるのか、あるいは、今年度でなくても、来年度、そこら辺についてもご検討願いたいと思います。ご所見をお願いいたします。

藤本産業支援課長 今年度事業につきましては、今、今年度の組み立てた事業を一生懸命執行させていただいているところでございますので、今年度の事業の進捗等を見きわめながら、来年度以降の予算につきましては、ただいまいただいた意見等も参考にしながら、事業を検証する中で進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

高木副委員長 私が住んでいる山梨、甲州市、勝沼という非常に大きな、勝沼自体がワインと、ワインイコール勝沼、勝沼イコールワインというぐらいに非常に、保延委員もいらっしゃるんですけども、もちろんほかのところも、県内全体がいろいろなワインで有名なところがたくさんあるんですけども、そういったところで、基幹産業というか、そこに携わっている人たちも非常に大勢いらっしゃいます。そういった中で、学校なんかにも、例えばブドウの絵をかくコンクールとか、そういうところで表彰していく。それで、ワインの歴史を学ばせる。そう仕向けることも非常に大切かと思っておりますけれども、ぜひよろしく願いいたします。答えは結構です。

(県の信用保証協会に対する損失補償について)

早川委員 ワインの話の後に、金融でちょっとかたいんですけども、信用保証協会の県としての損失補償についてお伺いしたいんですけども、新分野進出支援融資の融資枠を5億から15億円にふやした。本会議でも質問したんですけども、いくら県の制度融資枠をふやしても、信用保証協会が保証してくれないという現状がやはり実際にはあると思うんですね。

現在、そのような中で、責任共有制度があって、8割は国の保険で見られているということがあるんですけども、本会議が終わった後に、今、現状も

損失補償は難しいということなんですけれども、実は金融機関と保証協会の現場に行って引き合いをしてみると、その保険制度自体も、今、国の財政が厳しい中で、揺らいでいると。保険もできなくなってきた、近い将来、保証協会の負担割合が増えてくるという話を実際に私がヒアリングしたんですけれども、その辺について、県として承知しているかどうかまず伺いたい。

赤池商業振興金融課長 今、お話がありました信用補完制度については、もともと県の融資にも使っている信用保証協会、その上にある、国がつくっている保険制度でありまして、委員がおっしゃるように、新分野進出支援融資については、責任共有制度ということで、保証した後に、代位弁済が起こった場合には、とりあえず、保証協会が100%を金融機関にお支払いし、翌年度、そのうちの20%が金融機関から保証協会に入る制度になっています。先ほど委員がおっしゃったように、残りの80%は国の保険で賄っているということで、現状では、保証協会のリスク負担というのは、いろいろ細かいことを言えば、保険料とかもあるんでしょうけれども、基本的にはないと考えています。

今、お話があったように、国の保険制度が、財政状況が大分厳しいということで、今年見直しを図るということで、この4月に見直しがされました。実際に適用されるのは来年度分からということになりますけれども、理由的には、かなりの多額の国民負担が発生している背景に対して、今言ったように、保証協会がノーリスクでもいいのかというような話もありました。

その辺の背景があり、改正になった部分につきまして、今まで20%、金融機関から翌年度に入ってくるんですけれども、そのうちの80%、全体でいうと16%を保険に戻すということで制度がこの4月に変わりました。ということで、来年度以降に代位弁済が起きるときには、保証協会の負担で全体の16%のリスクを持つ制度に変わりました。ただ、その分、保険料も下がっておりますので、その辺の影響は来年度になってみないと、実際どのようになるのか、わかりませんが、制度的にはそのような体制になったということで承知しております。以上です。

早川委員

来年度からということで、本会議でも言ったんですけれども、実際に産業振興ビジョンに掲げているような、チャレンジの資金のときには、茨城県、栃木県、千葉県など、もちろん東京都はしているんですけれども、そうした各都県のような損失補償をしていただかないと。いくら融資枠をとっても、制度融資の利用に対して、保証協会も出しづらいし、金融機関も出しづらい、イコール、中小企業の人たちが借りづらくなるといった、絵にかいたもちの資金になってしまいます。限られた財政の中、保証協会に対する損失補償はやっていただきたいと思いますが、将来的な損失補償が実際できる可能性があるのかどうか、現状で構わないので、お願いします。

赤池商業振興金融課長 先ほど申し上げましたとおり、制度改正は行われたんですが、実際に適用となるのは来年度以降ということなんです。ほかの県でやっていることも確かに承知しておりますけれども、うちも別に小規模企業サポート融資という、一部分損失補償をやっている融資もあります。例えば、全部保証で今やっているセーフティネット保証でも、連合会から一部返ってくるというような部分がありまして、そのためにもある程度県が必要な支援をしなければいけないということで、その範囲内では本県もやっているとは考えています。

ただ、今回の責任共有制度の改正に伴って損失補償をしていくかということは、今の時点では考えていませんけれども、当然、先ほど言ったように、負担がふえる可能性もありますので、その辺の協会の財政状況については注意していく必要があると考えています。以上です。

早川委員 現状、わかりました。
(高校生の就職支援について)

木村委員 現在、雇用問題は大変厳しい中にあるわけですし、不況等で仕事を失った方に対する支援というのは重要であるというのは言うまでもありません。高校生が学校から社会へ巣立つ、その最初の段階で就職先が決まらない、挫折してしまうというのは大変つらいことなんですね。鉄は熱いうちに打てということわざがあるんですが、最初つまずくと、なかなか立ち直れないといえますか、そういうことを大変心配しているわけです。

県では、リーマンショック以降の状況から、高校生の支援対策会議を平成21年9月に設置をされましたし、また、高校の就職支援員の配置も年々増やして努力をされていることは承知しておりますけれども、緊急雇用創出事業による配置が21年から23年ということで、今年で終了となるわけですが、今後どうなるのか、その点についてまずお伺いしたいと思います。

塚原労政雇用課長 木村委員のご質問にお答えします。委員ご指摘のとおり、高校生の就職の関係なんですけれども、リーマンショック後、ガクッと落ちまして、昨年が過去10年の最低の内定率でございまして、率でいいますと93.4%ということです。今年は若干上がり、2.2ポイント上昇した95.6%ということでございます。ただ、この3月の震災の影響がやはり来年の春卒業される高校生にも影響があるだろうと大変心配をしておるところでございます。

委員ご指摘につきましては、教育委員会の関係となりますが、高校の就職支援教諭の増員とか、先ほどお話がありました、緊急雇用創出事業ということで、今現在、山梨園芸高校、中央高校ほか7校に、緊急雇用の関係の就職支援補助員の方を1名ずつ置いてございます。その方たちが、地域の企業を回って、求人開拓などをしていただいております。そのほか、私立高校にも同じように緊急雇用の関係で支援をさせていただいております。

この予算は、基本的には緊急雇用の事業でございまして、23年で一応終了ということが前提となっております。ただ、先日、知事が国にも要望したんですが、雇用情勢が非常によくないと、まだ今後も不透明ということなので、期間の延長であるとか、基金の積み増しであるとか、そういうものを要望したところでございます。以上でございます。

木村委員 それなりに県で努力している様子が大変理解することができましたけれども、今、お話の中にあつたように、3月11日の震災の影響によって、県内の経済とか雇用情勢の行き先も不透明で、さらに厳しくなっていくんじゃないかなと思って、大変心配をしております。今年の3月は、95.6%で昨年よりよかったということですが、来春の高校生の就職がさらに心配になります。就職支援の取り組みについて、さらに努力をしていくこととか、こんなことをしていくこととか何かありましたら、それをお聞きして、終わりたいと思います。

塚原労政雇用課長 平成21年に高校生の就職支援対策会議が設置されました。メンバーは、労働局、山梨県、教育委員会、高校生の就職にかかわる関係者などが会しまして、高校生の就職支援のための対策を考えるというもので、今年度は6月7日に開催をいたしまして、今年度取り組むべき対応策を協議いたしました。

来月の4日になるんですが、経済4団体に対して、新卒者の採用枠の拡大、それから、求人の申し込みをできるだけ前倒ししていただきたいと、要請する予定でございます。それから、昨年度も実施したところですが、労働局、教育委員会、県の幹部職員がそれぞれ企業に出向き、採用の枠の拡大や、求人票を

出してほしいとかといったことを夏に行いました。今年度も同じように、約100社を目標といたしまして、7月の中旬から県内各社を回って、求人对策をしていきたいと考えてございます。以上でございます。

木村委員

すみません、終わりと言いましたけれども。じゃあ、来月の4日の経済4団体に赴くとか、いろいろ新しく対応をしていくということですね。私が心配なのは、企業は今すぐ使える人材を求めていることです。高校生は、ある程度、育てていく必要があるものですから、やっぱり早く対応をして、そして、生徒もそれに向かって、キャリア教育になると思いますけれども、そういうことも必要だなと思ったものですから、お聞きしました。いいです。ありがとうございます。

(雇用対策について)

小越委員

雇用対策の続きで、ちょっとお伺いします。この3年間、国からふるさと雇用と緊急雇用の基金が来たかと思うんですけども、積み増しもあったりしましたので、今現在、緊急雇用、ふるさと雇用で、金額が幾ら県に来ていて、執行率はどのくらいなのでしょう。

塚原労政雇用課長

小越委員のご質問にお答えいたします。基金の事業は、大きく分けまして、ふるさと雇用再生基金と緊急雇用創出事業と2つございまして、初めのふるさと雇用につきましては、45億4,000万円の基金がございます。現在、平成21年、22年で、そのうちの26億5,400万円使っております。今年度23年度の当初におきまして、残り18億7,600万円を予算立てして、今のところ、基金残高は4,000万ほど残っております。このふるさと雇用といいますのは、1年以上3年未満の雇用期間でその間に正規で雇っていただきますと、1人当たり30万円の助成といいますか、交付金がございます。そのお金をとってあるということでございます。

続きまして、緊急雇用の事業でございますが、国から来ているのが、今回、震災の関係で1億5,000万円いただきまして、それを足しますと、99億9,000万円。これに事業収入や利息を含めると、おおむね100億の基金でございます。これについては、平成21年、22年で49億円ほど今、使っております。23年の当初予算で46億、この6月補正で2億9,000万の予算をお願いしています。今のところ2億2,000万ぐらい残があるというような状況でございます。以上でございます。

小越委員

今年以外のところでどのくらいの雇用につながったのか、ふるさと雇用が何人で、緊急雇用が何人かお伺いしたいと思います。

塚原労政雇用課長

ふるさと雇用につきましては、平成21年度の実績で495名の雇用が生まれています。22年度が581名の実績です。今年度の目標数値は、23年度は510名を予定しております。合わせて1,500名を若干超える雇用を創出したいと考えてございます。

それから、緊急雇用でございますが、先ほどのふるさとともそうなんです、県と市町村を合わせた数字で今、申し上げてございます。両方合わせまして、緊急雇用は、平成21年度の実績が2,365名の雇用数。平成22年度が3,343名でございます。今年度の当初の目標が3,080名でございます。これに今回、6月補正で、先ほどお話ししました震災で被害に遭われた方の雇用とか、新卒未就職者の雇用とか、そういうものを合わせまして202名の雇用を予定しております。合わせて、3年間で8,990名の雇用創出をしています。

申しわけないです。今の数字はふるさとも入っていますので、もう一度言い直させてもらってよろしいでしょうか。すみません。

緊急雇用をもう一度。緊急雇用の平成21年度の合計でございますが、1,870名の実績でございます。平成22年度が2,762名、今年度の当初が2,570名、6月補正で202名で、合わせまして2,772名。平成21年度から平成23年度の合計で7,404名ということでございます。

小越委員　　そうしますと、ふるさと雇用で1,500名、緊急雇用は7,400名ということで、単純計算しますと、ちょっと多いかもしれませんけれども、9,000名ぐらいが雇用拡大されたかと思うんですけれども、例えばふるさと雇用は、まだ今も現在も正社員として就職されている方はどのぐらいいらっしゃるんですか。

塚原労政雇用課長　ふるさと雇用につきましては、1年以上3年未満ということで、まだ現在、続いている事業もございますけれども、今のところの実績分で、平成22年分ということで今年度申請が上がってきているのが、32名の正規雇用です。今回、緊急雇用ではないため、3年続けることができますので、3年分の人件費が出るわけです。ただ、途中で切りかえた場合は30万円の助成金が出ますけれども、当然、とりあえず22年で正規に切りかえた雇用が今、32名という状況でございます。

小越委員　　すみません。ちょっとわからない。32名とは、平成22年のふるさとが575名のうち、今、正職員で働いているのが32名しかいないということですか。ということは、550名は、今、働いていないということですか。

塚原労政雇用課長　550名は働いております。その中の32名が正社員になったとご理解いただければと思います。

堀内委員長　　小越委員に申し上げます。発言の公平の意味から、他の委員の発言機会を得られるようにお願いします。

小越委員　　わかりました。そうしますと、例えば緊急雇用ですと7,404名いますけれども、今、その7,404名のうち働いていらっしゃる、緊急雇用されている方はどのぐらいいらっしゃるんですか。

塚原労政雇用課長　これはトータルの積算による数字でございますので、現状、このうち何人が今、雇われているかという統計はとってございません。

小越委員　　ということは、9,000名近く雇用拡大したといっても、今、どのぐらい正社員で働いているかということがわからないわけです。ふるさと雇用も正社員につながっている人は32名しかなくて、そして、緊急雇用に関しては、どうなっているかわからないと。さっきの農政部のところでありましたけれども、今回の補正予算でも、桃の共選の出荷とか、40日間だけの、時間給1,000円の緊急雇用が入っています。中には、1カ月、3カ月という短い雇用期間で、それが雇用の安定につながっているとは、私はそれはちょっと評価しづらいと思います。もっと正社員としてちゃんとつながっていくような雇用をしないと、その場しのぎの1カ月、3カ月であれば、私は雇用の拡大につながっていないと思いますので、このあり方、そもそもこんなにお金がいっぱい来ているんですから、使い方も考えて、ぜひ雇用につながるようにしたいと思います。あとはまたにして、これで終わりにしておきます。

(エネファームの普及について)

高木副委員長

先ほど臼井委員から出た、燃料電池の話でちょっとお伺いしたいと思います。3.11以降、エネルギーという問題が抜本的な国策としても、また国民の中でも意識が変わってきたものの中で、たまたま早く新エネルギーの創出ということで、山梨県は率先して、山梨大を核に渡辺先生が牽引をしてきたということです。

既に先ほど話があったように、数年たつと、燃料電池の車も走り出すということですが、車の話は別として、エネファームについて、今、メーカーが一生懸命つくっている。そして、これが世の中に出るためには、コストが下がることにより販売価格が下がる。下がることによって、たくさん売れて、量産体制と。そこまでいくのにも、今のところは高過ぎて、なかなか売れていかない。

それをどうするかといったら、やっぱり国や県が補助をしていかなければいけないと思うんですね。エネファームは、5,000円ずつで12カ月、6万円出すと、貸し出しがあります。普通だと高過ぎて使えないんですけども、私のところも平成19年から21年と家庭で使いました。それは当然、フィールドテストということで、いろいろなデータをとるといって、それが使いやすいものなのかどうか、そして、そこに問題はあのかないのか、いろいろな意味でのデータ取得のためにも必要だった。

今もさらにそれを進めようとしておりますけれども、今、その5,000円を負担してあげると、消費者負担はゼロになるんですね。ぜひそういうふうにして、次代のエネルギーの主役となる燃料電池となるであろう、このエネファームを早くひのき舞台にのし上げていかなければいけないと思っております。その点で、県も、今年度には当然予算化できないわけですが、そういう考え方を持ってほしいという要望と同時に、そのような話が既に県の中でもなされているのかお伺いしたいと思います。

内藤海外展開・成長分野推進室長 エネファームの導入に向けての支援ということだと思っておりますけれども、今現在、エネファームそのものが大体280万円程度かかります。とりあえず、国では導入の支援ということで、今、105万円を補助金としてもらえます。ですから、導入されようとされる方は175万円程度の自己負担が必要になるということです。

今の山梨県の導入の状況を言いますと、エネファームそのものは、どちらかと言うと、天然ガスでのサンプリングを想定してございます。山梨県を走っております天然ガスというのは、ちょっと窒素が含まれているということで、今の状況では、なかなか使い勝手がよくないというか、機械的にちょっと入れられない。LPガスについては使える状況にはなっておりますが、数十台というのが、今の本県での導入の状況でございます。

先ほど委員が言った、月5,000円、年間6万円かどうかというところ、そこを出せばペイができるのかというところは、私も数字的に持っておりませんが、幾つかの県で導入している事例があること、導入に対しての支援をしているという事例があることは聞いております。

高木副委員長

例えば、私が買うときには、月々5,000円負担すると、280万円のエネファームが導入できるんです。それをフィールドテストでもどどんふやそうとしており、そして、量産体制によってコストダウンという展開になっていくはずなのです。これは山梨大の副学長をやっていた佐野太さんがやったときにも非常に力を入れて、渡辺先生と連携をとりながらやった、燃料電池バレー構想という大きな壮大なことの中でいい資産を残していつてくれております。

それが今、遂に日の目を見ようとしておりますので、県においても、ぜひ来年度にその方向の試算をし、かつ、その費用対効果を考えながら、予算化できるようにしてほしいと思います。

内藤海外展開・成長分野推進室長 燃料電池は、確かに環境の面では非常にいいものという評価になっているところなのですが、この普及についてでという部分については、ちょっと予算の問題もございましてという状況であります。

高木副委員長 はい、また。

(物流センターの工場誘致について)

臼井委員 私、本会議での質問に関係することを質問しますよと言っておいたので、ちょっとあと1つ質問しますけれども、どなたか、大手のコンビニで、東北の物流センターが4カ所ばかりやられてしまったので、リスク分配のために、全国に数カ所流通ゾーンをつくりたいという計画があるということ、担当課長なり、部長なり、そういった報道を見ましたか。これは物流だから、商業の課長の担当になるわけ？

赤池商業振興金融課長 すみません。詳細は承知しておりません。

臼井委員 朝日新聞の経済面のところで、23日に載っていますよ。課にも、赤池課長以外に職員がいっぱいいるんで、だれかごらんになった人がいるかも知らんけれども。いわゆる中部横断道の沿線に、今、工場来いと言ったって、工場というのはそういった環境が整わないとなかなか来ない。しかし、流通関係は、それなりの適地さえあれば、可能性としてはないわけじゃないということで、沿線の産業集積は、流通業を視野に入れてみたらどうかというお話を私はしたことがあるんだけど、何て言うのかな、そういった新聞の報道も、ろくに見ていないんじゃない、これ、もう話にならんけれども、実際そういう報道があったんです。

これ、ファミリーマートという大手コンビニだけでも、全国に18カ所、物流センターを持っておったけれども、東北の4カ所がやられてしまったと。そういう中で、今後、6カ所ないし8カ所つくりたいという新聞報道なんです。もちろん、山梨県になんて言っているわけじゃないんですよ。

そういったところにすぐ、知事のセールス、これはトップセールスというのかも知れんけれども、役所の担当の人たちが、そういうこともしっかり留意して、経済新聞、あるいは東京の新聞、あるいは山梨のローカル新聞にしてもそうなんだけれども、そういうものをしっかりとチェックして、それも大きな情報なんですから、そういうところへすぐアプローチする、そういう積極果敢な努力をどうしてしないのか不思議でならないんだよね。

私、別に土地屋でも、ブローカーでも何でもないんだけど、このごろ、目についてはたまにこういう場で質問するんだけど、こういう質問をしても、ほとんどの人たちが「見てません」「知りません」なんていう状況なんだけれど、これ、どういうことかな。だれが答弁したらいいか知らんけど。

新津産業労働部長 その種の情報につきましては、もちろん、私ども、各セクションにおいて新聞のスクラップをつくっておりますし、極力把握しているつもりですけれども、6月23日のファミリーマートの件は、私も自分の家で朝日新聞をとっておりますが目にしておりませんでした。

いずれにしても、私ども、今のことについて、お答えできなかったことは非常にじくじたるものとしてあるのですが、日ごろから、情報はすべてなので、

極力収集して、それで、すぐ動くようにということで、私としては指導しております。

知事だけが先頭を走っているだけじゃなくて、職員もしっかり、そういった情報を集めて、努力をしていくということをしております。今後とも、一生懸命やりますので、よろしくお願いいたします。

白井委員

これまたこの新聞だったか覚えていないけれども、伊藤忠の物流セクションで、今までの流通のパターンではなく、改革をして、新しい物流システムの構築を既にしたんだそうです。日経だか何かよく覚えていませんけどね。これは新津部長の就任前の話であるが、そのことを私は県の幹部に言ったの。

率直に言って、とにかく「待ってたのでは、来やしないよ。」知事がトップセールスと言って、一生懸命飛んでいる。知事が歩くときは、部長も課長も随行して歩くみたいな話じゃなく、本当にこういったものに対してもっと果敢な努力をしなければ、はっきり言うけれども、来やしないよ。

中部横断道がある、中央道もあるいい場所だと、人間でいえば、へそのようなところが山梨県だなんて、一生懸命、私どもはそんなことを流布しているのだけれども、他県に言わせれば、私どもがもっと適地だと言っている。

今まで東北は、そういう意味で、工場も流通関係も結構あったみたいなんだけれどね。火事場泥棒じゃないけれども、工場もオフィスもめちゃくちゃやられた東北あたりだって、どこかへ出なきゃとか、または出たいといった企業がいっぱいあるだろうと。気の毒な話かも知れないけれども、こういうところへも一生懸命アプローチするような姿勢もなく、待ちの姿勢だけじゃだめだよということを私はいつも言っておるんだけどね。

何百だか、何千だか知れないけれども、大中小の工場、あるいはオフィスや、いろいろなものがやられて、途方に暮れているなんていうことがよくテレビの画面に出てくるけれども、民間であれば、すぐダイレクトメールを送って云々というようなことなんだけれども、役所の手法だと、何がいいのか私にはよくわからないけれども、そういう努力をしないと。

中部横断道だって、あと六、七年のうちにできるといっても、通過コースで終わってしまうよ。この今年度予算にも、「やります」とか、「こういう思いがあります」と、何だかどうもあまりあれでないような感じがするけれども、どこかの所属の予算で載っているわね。こういったものはすぐ税にはね返るものだし、もっと産業振興だとか、本当にしっかりやってほしいなと思うんだけど、どうもスピード……、スピードどころじゃないや。乗らないんだから、走らないんだから、スピードにもスローにもない、話にならないんだけど、そういうことをそれぞれのセクションがあって、みんなで「努力しています」「努力しています」と言うんだけど、あまり報告をもらっていないからわからないのか、実際、何もしていないのか、その点は私も断言はしないけれども、もうちょっと努力をしたほうがいいと思うけれども、本当にいかがなものかな。

新津産業労働部長 先ほどの伊藤忠の物流基地につきましては、知事の指示もあって、私も別なセクションでしたけれども、すぐに様子を聞きに行ったところです。それについては、資金を用意するので、何か提案をしてくれれば、そういう主張をしていくということでございました。なので、それはそういうことを対応した記憶がございます。

いずれにしても、私どもの産業の活性化については、情報がすべてでございますし、先ほど委員ご指摘の、今回の東北地方のことにつきましては、現にそういった事件がございましたけれども、全部とは、申しませんけれども、そういう別のところに移ってくるということについて、非常に公にしたいくないというような動きもございまして、私どももそれなりに対応させていただいて

いるところがございます。過日、金融機関との要請活動の折りに触れ、銀行にもそういうネットワークを活用して、どこが傷んでいて、どういったものを失っているのかということの情報は調査しているので、また、そういった情報をいただけるものと理解しております。

そんなことで、不十分だとは、思われでしょうが、我々、産業労働部としては努力をしておりますので、また今後ともぜひご指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。

その他

本日は、農政部関係及び産業労働部・労働委員会関係の審査で終了し、6月28日（火）午前10時から、観光部関係及び企業局関係について、引き続き会議を開くこととして閉会した。

以 上

農政産業観光委員長 堀内 富久